

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度 自 平成23年10月1日
(第46期) 至 平成24年9月30日

株式会社TKC

栃木県宇都宮市鶴田町1758番地

(E04807)

本報告書（【表紙】以降）は、EDINETに提出した開示書類（電子媒体）を印刷したものであります。

目次

頁

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1. 主要な経営指標等の推移	1
2. 沿革	3
3. 事業の内容	5
4. 関係会社の状況	8
5. 従業員の状況	9
第2 事業の状況	10
1. 業績等の概要	10
2. 生産、受注及び販売の状況	16
3. 対処すべき課題	17
4. 事業等のリスク	19
5. 経営上の重要な契約等	20
6. 研究開発活動	20
7. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	20
第3 設備の状況	21
1. 設備投資等の概要	21
2. 主要な設備の状況	21
3. 設備の新設、除却等の計画	22
第4 提出会社の状況	23
1. 株式等の状況	23
(1) 株式の総数等	23
(2) 新株予約権等の状況	23
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	25
(4) ライツプランの内容	25
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	25
(6) 所有者別状況	26
(7) 大株主の状況	26
(8) 議決権の状況	27
(9) ストックオプション制度の内容	28
2. 自己株式の取得等の状況	30
3. 配当政策	31
4. 株価の推移	31
5. 役員の状況	32
6. コーポレート・ガバナンスの状況等	35
第5 経理の状況	46
1. 連結財務諸表等	47
(1) 連結財務諸表	47
(2) その他	80
2. 財務諸表等	81
(1) 財務諸表	81
(2) 主な資産及び負債の内容	98
(3) その他	99
第6 提出会社の株式事務の概要	100
第7 提出会社の参考情報	101
1. 提出会社の親会社等の情報	101
2. その他の参考情報	101
第二部 提出会社の保証会社等の情報	102

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月26日
【事業年度】	第46期(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一 幸
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【電話番号】	(028)648-2111
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区揚場町2番1号
【電話番号】	(03)3235-5511
【事務連絡者氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成20年 9 月	平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成24年 9 月
売上高 (百万円)	54,703	53,294	53,434	53,635	53,387
経常利益 (百万円)	7,179	6,770	6,178	5,421	6,431
当期純利益 (百万円)	3,596	3,768	3,484	3,000	3,112
包括利益 (百万円)	—	—	—	2,706	3,232
純資産額 (百万円)	49,482	48,458	50,418	51,945	53,958
総資産額 (百万円)	66,556	63,398	66,571	67,037	69,588
1株当たり純資産額 (円)	1,773.67	1,767.91	1,840.86	1,898.34	1,975.33
1株当たり当期純利益金額 (円)	125.52	138.81	130.44	112.33	116.66
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—	—	116.60
自己資本比率 (%)	72.4	74.5	73.9	75.6	75.6
自己資本利益率 (%)	7.3	7.9	7.2	6.0	6.0
株価収益率 (倍)	13.2	14.1	12.3	14.5	13.7
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	6,226	5,002	6,425	5,236	6,889
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△6,438	△5,083	△11,642	△3,293	△2,634
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△5,105	△3,614	△1,221	△1,211	△1,324
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	21,486	17,790	11,352	12,083	15,014
従業員数 (人)	2,211	2,335	2,452	2,473	2,558

(注) 1. 売上高には消費税等（消費税及び地方消費税をいう。以下同じ）は含まれておりません。

2. 第42期から第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成20年 9 月	平成21年 9 月	平成22年 9 月	平成23年 9 月	平成24年 9 月
営業収入 (百万円)	50,634	49,742	50,062	50,314	50,082
経常利益 (百万円)	6,672	6,848	6,391	5,380	6,352
当期純利益 (百万円)	3,426	3,810	3,563	2,990	3,110
資本金 (百万円)	5,700	5,700	5,700	5,700	5,700
発行済株式総数 (千株)	27,916	27,916	26,731	26,731	26,731
純資産額 (百万円)	46,531	45,596	47,625	49,149	51,112
総資産額 (百万円)	61,061	58,561	61,916	62,503	64,765
1株当たり純資産額 (円)	1,667.77	1,706.91	1,782.88	1,839.96	1,916.60
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	44 (20)	44 (22)	44 (22)	44 (22)	44 (22)
1株当たり当期純利益金額 (円)	119.57	140.33	133.40	111.96	116.57
潜在株式調整後1株当たり当 期純利益金額 (円)	—	—	—	—	116.51
自己資本比率 (%)	76.2	77.9	76.9	78.6	78.9
自己資本利益率 (%)	7.2	8.3	7.6	6.2	6.2
株価収益率 (倍)	13.9	14.0	12.0	14.5	13.7
配当性向 (%)	36.80	31.35	32.98	39.30	37.75
従業員数 (人)	1,958	2,081	2,213	2,228	2,266

(注) 1. 営業収入には消費税等は含まれておりません。

2. 第42期の1株当たり配当額には連続30期増収増益記念配当4円を含んでおります。

3. 第42期から第45期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 【沿革】

年月	沿革
昭和41年10月	当社は、昭和41年10月22日、会計事務所の職域防衛・運命打開及び地方公共団体の行政効率向上のための計算センターの経営を目的として、栃木県宇都宮市において設立されました。 株式会社栃木県計算センターの設立
昭和46年8月	T K C 東京計算センターを開設、以後、全国的に計算センターを展開
昭和47年9月	株式会社テイケイシイ東京用品センター（平成5年12月 株式会社T K C 東京サプライセンターに社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併] 株式会社テイケイシイ大阪計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 大阪用品センター平成5年12月 株式会社T K C 大阪サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併] 株式会社テイケイシイ岡山計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中四国用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中四国サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年11月	株式会社テイケイシイに商号変更 株式会社テイケイシイ東北計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 東北用品センター平成5年12月 株式会社T K C 東北サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和47年12月	株式会社テイケイシイ名古屋計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 中部用品センター、平成5年12月 株式会社T K C 中部サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和48年11月	株式会社テイケイシイ九州計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 九州用品センター平成5年12月 株式会社T K C 九州サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和50年8月	東京ラインプリンタ印刷株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和51年2月	株式会社テイケイシイ埼玉計算センター（昭和62年7月 株式会社T K C 関信用品センター平成5年12月 株式会社T K C 関信サプライセンターにそれぞれ社名変更）を設立（子会社） [平成12年1月 当社が吸収合併]
昭和53年1月	T K C システム開発研究所を開設
昭和57年10月	T K C 保安サービス株式会社を設立（現・連結子会社）
昭和59年10月	T K C 税務研究所を開設
昭和60年2月	株式会社T K C マネジメントコンサルティングを設立（子会社） [平成23年5月 当社が吸収合併]
昭和60年4月	T K C 沖縄情報サービスセンターを開設、以後、全国的に情報サービスセンターを展開
昭和60年8月	O A 技術開発センターを開設
昭和61年12月	定款上の商号を株式会社T K C に変更
昭和62年6月	計算センターの名称を情報センターに改称
昭和62年7月	東京証券取引所市場第二部に上場
昭和62年9月	T A S K 技術開発センターを開設

年月	沿革
平成2年3月	TKC東京第2情報センター、TKC新宿南情報センター及びTKC池袋情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC東京統合情報センターを開設
平成2年4月	株式会社TKC戦略経営研究所を設立 [平成12年10月 当社が吸収合併]
平成3年6月	TKCデータ・エントリー・センターを開設
平成4年1月	TKC判例検索サービスセンターを開設
平成4年11月	TKC大阪情報センター、TKC京都情報センター及びTKC兵庫県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC関西統合情報センターを開設
平成6年2月	システム開発センターを開設
平成8年3月	東京証券取引所市場第一部に指定
平成10年1月	TKC名古屋情報センター、TKC静岡県情報センター及びTKC長野県情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中部統合情報センターを開設
平成10年6月	新システム開発センターを開設
平成11年7月	システム開発部門において品質保証の国際規格「ISO9001」の認証を取得
平成13年3月	TKC九州情報センター、TKC熊本情報センター及びTKC鹿児島情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC九州統合情報センターを開設
平成14年11月	登記社名を定款上の商号である株式会社TKCに変更
平成15年3月	東京ラインプリンタ印刷株式会社において財団法人日本情報処理開発協会から「プライバシーマーク」を取得
平成15年7月	TKC岡山情報センター、TKC広島情報センター及びTKC四国情報センターの情報処理サービス部門を統合しTKC中四国統合情報センターを開設
平成15年10月	TKC北海道情報センター、TKC東北情報センター、TKC栃木県情報センター及びTKC沖縄情報センターの情報処理サービス部門をTKC統合情報センターに、SCG部門をTKC SCGサービスセンターにそれぞれ改組
平成15年10月	TKC情報サービスセンター（会計事務所事業）の名称をTKC SCGサービスセンターに改称
平成15年10月	TKCインターネット・サービスセンター（TISC）を開設
平成16年4月	民間企業では初めて「LGWAN（総合行政ネットワーク）-ASP接続資格審査」に合格 財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（地方公共団体事業部門）
平成17年6月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の使用認定を取得（全社）
平成20年12月	ASPサービスに係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性に関し、日本公認会計士協会監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価」に基づく報告書（通称：18号報告書）を新日本有限責任監査法人より取得
平成22年9月	イノベーション&テクノロジーセンター（I&TC）を開設

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社、子会社3社及び関連会社1社により構成されており、会計事務所事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売）、地方公共団体事業（情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売）及び印刷事業を営んでおります。

各事業における当グループ各社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記」に掲げるセグメント情報の区分と同一であります。

1 会計事務所事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売 情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p> <p>4. サプライ用品の販売 コンピュータ会計用事務用品の販売等</p>	<p>（サービス及び販売）</p> <p>当社は、会計事務所またはその関与先企業に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器及びコンピュータ会計用事務用品の販売等を行っております。</p> <p>（製造及び制作）</p> <p>1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ会計用連続帳表等の印刷及びTKCコンピュータ会計システムを利用するための事務用品を製造しています。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p> <p>3. 関連会社㈱TKC出版は、TKC会員会計事務所及びその関与先企業に価値ある経営情報を提供するために経営、税務・会計等の書籍の出版及び月刊誌等の制作を行っております。</p> <p>（その他）</p> <p>子会社TKC保安サービス㈱は、当社が所有するビルの警備・営繕等の管理業務を行っております。</p>

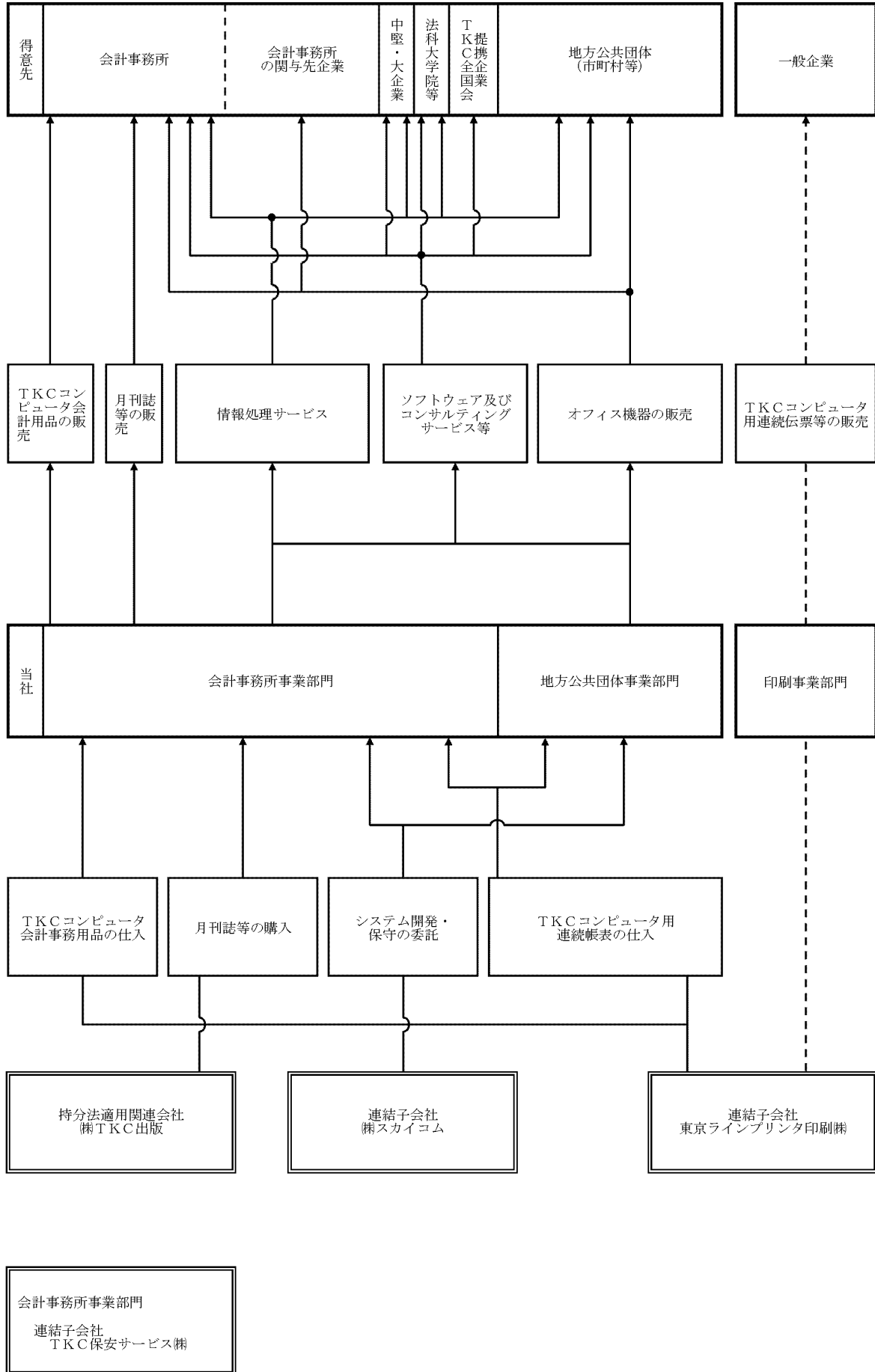
2 地方公共団体事業

主要なサービス・商品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>1. 情報処理サービス</p> <p>①TKC統合情報センターによるコンピュータ・サービス</p> <p>②TKCインターネット・サービスセンター（TISC）によるコンピュータ・サービス</p> <p>2. ソフトウェア及びコンサルティングサービス</p> <p>①情報サービスの利用に伴うシステム機器に搭載するソフトウェアの開発提供</p> <p>②専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス等</p> <p>3. オフィス機器の販売</p> <p>情報サービス利用に伴うシステム機器の販売</p>	<p>(サービス及び販売)</p> <p>当社は、地方公共団体（市町村等）に対し、情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売等を行っております。</p> <p>(製造)</p> <p>1. 子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、情報処理サービスを行うために使用するTKCコンピュータ用連続帳表等の印刷を行っております。</p> <p>2. 子会社㈱スカイコムは、ソフトウェアの開発と販売を行っております。</p>

3 印刷事業

主要な製品	当社及び関係会社の位置づけ
<p>コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス、パンフレット等</p>	<p>(製造及び販売)</p> <p>子会社東京ラインプリンタ印刷㈱は、コンピュータ用連続伝票及び一般事務用伝票等の製造・販売及びDPS（データプリントアウトサービス）を行っております。</p>

事業の系統図は次のとおりです。



4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
東京ラインプリンタ 印刷(株)	東京都板橋区	100	印刷業 コンピュータ用連 続帳票等の製造・ 販売	55.0	コンピュータ用連続 帳票の仕入等 事務所の賃貸 役員の兼任等…有
TKC保安サービス (株)	栃木県宇都宮市	10	警備・営繕及び清 掃業務	100.0	警備・営繕等及び梱 包・発送業務 役員の兼任等…有
(株)スカイコム	東京都台東区	403	システムの開発と 販売	89.8	システム開発の委託 役員の兼任等…有

- (注) 1. 東京ラインプリンタ印刷(株)は特定子会社に該当しております。
2. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

(2) 持分法適用関連会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 (%)	関係内容
(株)TKC出版	東京都千代田区	166	月刊誌の制作等	32.9	月刊誌の購入等 役員の兼任等…有

- (注) 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年9月30日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,587
地方公共団体事業	524
印刷事業	172
全社（共通）	275
合計	2,558

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

平成24年9月30日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
2,266	36.3	13.1	6,016,555

セグメントの名称	従業員数（人）
会計事務所事業	1,511
地方公共団体事業	524
全社（共通）	231
合計	2,266

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載した従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されていません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

I 業績

株式会社TKC及びその連結子会社等4社を含む連結グループの当連結会計年度における経営成績は、売上高が53,387百万円（前連結会計年度比0.5%減）、営業利益は6,222百万円（前連結会計年度比19.3%増）、経常利益は6,431百万円（前連結会計年度比18.6%増）、当期純利益は3,112百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。

当連結会計年度の売上高は前連結会計年度と比較して僅かに減少しましたが、営業利益・経常利益・当期純利益は前連結会計年度実績を超える結果となりました。その要因は地方公共団体事業部門において、住民基本台帳法改正をはじめとする法制度改正等に対応したシステム改修に係る売上高が前連結会計年度と比較し大幅に増加したことによります。

当連結会計年度におけるセグメント別の売上高等の推移は以下のとおりです。

1. 当社グループの通期業績の推移

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ①会計事務所事業部門における売上高は38,122百万円（前連結会計年度比0.6%減）、営業利益は4,545百万円（前連結会計年度比20.4%増）となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、東日本大震災で被災した顧客を支援するため、前連結会計年度に実施したコンピュータ・サービス料金等の無償化や見舞金の支払い、並びに日本赤十字社等に対する義捐金の支出が、当連結会計年度においては無かったことによるものです。
- ②TKC会員事務所向けのコンピュータ・サービス売上高は、前連結会計年度比0.4%減となりました。これは、これまでTKC情報センターのホストシステムから出力していた「元帳」を、会計事務所で利用する「オフィスマネジメントシステム（OMS）」からの出力を可能としたことに伴い、ホストシステムからの「元帳」の出力が減少したことによります。一方、「統合型会計情報システム（FX4クラウド）」をはじめとするクラウド・コンピューティング・サービス売上高が伸長し、ホストシステム出力帳表の減少をカバーしています。
- ③会計事務所の関与先企業向けの自計化システムに係るソフトウェアレンタル売上高は前連結会計年度比4.6%増となりました。これは、一般法人向けの「戦略財務情報システム（FX2）」やFX4クラウドの受注が堅調であったこと、平成24年4月施行の社会福祉法人の新たな会計基準に対応したシステムの利用法人数が増加したこと等によるものです。
- ④システムコンサルティング売上高は前連結会計年度比17.1%増となりました。これは、FX4クラウドの立上支援料収入が増加したこと、平成24年1月より運用を開始した「OMS用TISCバックアップサービス」について、東日本大震災の発生以降「情報セキュリティ」と「事業継続性（BCP）」の確保に関する関心の高まりから、多くの会員事務所より当サービスの申し込みがあったこと等によるものです。
- ⑤TKC会員事務所及びその関与先企業向けのパソコン、サーバ等のハードウェア売上高は、前連結会計年度比15.0%減となりました。これは、従来C/S方式で提供してきたFX4をクラウド方式で運用するFX4クラウドに変更し、サーバ等のハードウェアの販売を停止したこと、並びにOMSを平成24年10月からクラウド化することに伴い、TKC会員事務所向けのサーバ等のハードウェアの受注が減少したことによるものです。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ①地方公共団体事業部門における売上高は12,087百万円（前連結会計年度比1.3%増）、営業利益は1,579百万円（前連結会計年度比12.2%増）の業績となりました。なお、営業利益が大幅に増加した理由は、市町村向けシステムの改修に係る売上高が前連結会計年度と比較して大幅に増加したにもかかわらず、そのシステム開発業務を内製化することができたことによります。
- ②市町村向けのコンピュータ・サービス売上高は、前連結会計年度比5.1%減となりました。これは、市町村合併等により顧客市町村数が減少したことによるものです。
- ③市町村向けのASPサービス売上高は、前連結会計年度比16.2%増となりました。これは、地方税電子申告に関連するASPサービスが平成23年4月から稼働開始したことによるものです。
- ④市町村向けのソフトウェア製品売上高は、前連結会計年度比48.4%増となりました。これは、住民基本台帳法改正をはじめとする、法制度改正等に伴うシステム改修業務が前連結会計年度と比較して大幅に増加したことによるものです。
- ⑤コンサルティング・サービス売上高は、前連結会計年度比70.9%減となりました。これは、平成23年1月から開始された地方税電子申告の「国税連携サービス」に関し、前連結会計年度に690団体に対して初期導入コンサルティング業務を行いました、これが終了したことによるものです。

(3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移

- ①印刷事業部門における売上高は3,177百万円（前連結会計年度比4.9%減）、営業利益は90百万円（前連結会計年度比264.6%増）の業績となりました。なお、営業利益の増加率が高い理由は、積極的な内製化への取り組みにより前連結会計年度と比較して外注費の抑制ができたことによります。

②ビジネスフォーム関連の売上高は、前連結会計年度比5.4%減となりました。これは、ビジネス帳票の需要減退を背景に受注数量が減少したことによるものです。

③DPS（データプリントサービス）関連商品の売上高は、前連結会計年度比1.2%の減少となりました。

2. 会計事務所事業部門の事業内容と経営成績

当社の会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的の「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」に基づいて、当社の顧客である税理士または公認会計士（以下、TKC会員）が組織するTKC全国会（平成24年9月30日現在の会員数10,243名）との密接な連携のもとで事業を展開しています。

（注）TKC全国会については、『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<http://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

（1）TKC全国会の重点活動テーマ

TKC全国会は、平成25年12月までの統一行動テーマとして「いまこそ、社会の期待に応えよう！ ～めざせ！中小企業のビジネスドクター～」を掲げ、以下の重点活動テーマと行動指針を決定し、全国で20のTKC地域会とともに積極的な活動を展開しています。

①重点活動テーマ

- 1) 中小企業の経営力・資金調達力の強化を支援する
- 2) 適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する
- 3) 会計事務所の業務品質と経営効率のさらなる向上を図る

②行動指針

- 1) 経営者の計数管理能力向上に向けた自計化の推進
- 2) 継続MA Sシステムを活用した経営助言の実践
- 3) 記帳適時性証明書の決算書への添付件数拡大
- 4) 「中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）」への準拠
- 5) 巡回監査支援システムの活用による巡回監査の質的向上
- 6) 巡回監査に基づく書面添付の実践件数拡大
- 7) OMSのフル活用による事務所管理体制の構築
- 8) 関与先のトータル・リスク管理指導

これらの活動は、わが国の中小企業の健全な発展のために、経済産業省殿及び中小企業庁殿、並びに金融庁殿などが実施する施策に対応したもので、厳しい経済状況のなかで、「中小企業が自ら勝ち残ることができる企業力（戦略的経営力）」の強化を支援することを目的として実施しているものです。TKC全国会では、これらの重点活動テーマをより効果的かつ組織横断的に推進していくため、平成24年7月に委員会等を再編成し、より積極的な活動を開始しています。

当社では、こうしたTKC全国会の活動が日本の中小企業の生き残りや健全な発展へとつながり、またTKC全国会の社会的認知度の向上にもつながるものと認識し、システムの拡充及び人的支援などを積極的に行ってまいります。

（2）高まる社会からの税理士への期待

平成24年6月21日、中小企業経営力強化支援法（「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律」）が成立しました。この法律の目的は、①中小企業の経営力強化を図るため、中小企業に対する経営支援の担い手として「経営革新等支援機関」を認定してその活動を後押しする、②中小企業の海外展開を促進するため、中小企業の海外子会社の資金調達を円滑化するための措置を講ずる、となっています。

ここで注目すべきは、「中小企業支援事業の担い手の多様化・活性化」として「既存の中小企業支援者に加え、金融機関、税理士・税理士法人等の支援事業を行う者の認定を通じ中小企業に対して専門性の高い支援事業を実現する」とされ、その担い手として「税理士」が明示されたことにあります。このことは、これまで「税務と会計の専門家」とされてきた税理士を、「経営支援の担い手」として認定したことを意味しています。

さらにこの法律が求める経営支援の基盤となるのが、中小企業の財務経営力・資金調達力の向上に資する会計ルールである中小会計要領（「中小企業の会計に関する基本要領」（平成24年4月公表））です。この普及と定着の推進においても税理士への期待が寄せられています。

TKC全国会では、平成24年7月に新設した中小企業支援委員会を中心として、TKC会員の「経営革新等支援機関」への認定申請を促進するとともに、中小会計要領推進プロジェクトを中心として、全会をあげて中小会計要領の普及と活用へ積極的に取り組んでいます。

（3）「中小企業の経営力と資金調達力の強化を支援する」ための活動

①「FXシリーズ」と「継続MA Sシステム」の推進

国は中小企業経営者に対して、「自らの経営状況（P/L、B/S等）や資金繰りへの説明能力を高める」とことと「期中管理（経営計画や資金繰り計画の作成等）」の実施を求めています。このことは、まさにTKC全国会が長年にわたり推進してきた中小企業支援の諸活動と軌を一にしています。

当社では、中小企業経営者を支援するツールとして、自社の経営状況をタイムリーに把握するとともに経営改善計画の実施状況に関するモニタリングを支援するF Xシリーズの普及促進と、経営改善・経営革新計画（中期経営計画）と次期経営計画（短期予算）の策定を支援する継続MA Sシステムの利用拡大に注力しています。当連結会計年度においては、前連結会計年度に引き続き重点事務所に対する「自計化推進会議」の開催支援や関与先企業への同行訪問による利用促進活動を実施しました。

平成24年9月30日現在、F Xシリーズは15万超の関与先企業で利用され、継続MA Sシステムは6,772事務所（前連結会計年度比101.4%）に利用されています。

②TKC全国会が行う「TKC経営改善計画策定支援サービス」に対する支援

TKC全国会では、中小企業金融円滑化法の施行を受けて平成22年10月1日に「TKC経営改善計画支援プロジェクト」を発足させ、金融機関と連携した中小企業の経営改善支援活動を行ってきました。この活動を通じて、TKC全国会は全国158金融機関（平成24年9月30日現在）との業務提携を行い、全国の提携金融機関に対する「役員向け研修会」や、金融機関が主催する「企業向けセミナー」への講師派遣、金融機関の取引先に対する「経営改善計画の策定支援」等を積極的に展開しています。

当社ではこのようなTKC全国会の活動を積極的に支援しており、当連結会計年度においては人的支援のほか、TKC会員が中小企業の経営改善支援を行う際に、インターネットを通じて『TKC経営指標』を閲覧できるよう、TKCグループホームページへ「BAST閲覧サービス」を開設しました。また、TKC全国会の提携金融機関にも本サービスを利用できるようIDを発行しています。

(4)「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

①『記帳適時性証明書』の提供

当社では、TKC会員が作成する決算書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として、平成21年9月より『記帳適時性証明書』（「会計帳簿作成の適時性（会社法第432条）と電子申告に関する証明書」）を発行しています。この証明書のポイントは、過去の仕訳及び勘定科目残高の遡及処理（追加・訂正・削除）を禁止している当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を活かしたものであり、TKC会員が毎月、関与先企業に向いて正しい会計記帳を指導（巡回監査）しながら、月次決算、確定決算並びに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

金融機関においては、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正により、貸出先である中小企業に対して「経営改善計画」の策定支援や経営相談・指導、その後の継続的な「モニタリング」といったコンサルティング機能を発揮することが求められています。そのため、こうしたコンサルティングの基礎資料となる会計帳簿が、TKC会員による巡回監査での指導のもとで適時に作成され、月次決算が行われていることを客観的に証明する記帳適時性証明書に対して金融機関からの注目が高まっています。

(5)「会計事務所の業務品質と経営効率の向上を図る」ための活動

①「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用促進

税理士事務所においては、月次巡回監査の完全実施や税理士法第33条の2に規定する書面添付の実践等に加えて、税理士法第41条（業務処理簿の作成）及び税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）を遵守するための事務所体制の構築がこれまで以上に求められています。

このため、当社では会員事務所のICT利用環境の整備により、業務の統合化とペーパーレス化、PDCAの推進による生産性と業務品質の向上、業務処理簿の自動作成や使用人等に対する監督義務の履行支援を目的とするOMSの利用を促進しました。

また、平成24年1月5日からは「OMS用TISCバックアップサービス」の提供を開始しました。これはOMSのサーバに格納されているデータを、イントラネット（VPN回線）を通じて最高度のデータ・セキュリティ体制を備えたTKCのデータセンター（TISC）に毎日バックアップするサービスです。これにより会計事務所が万が一、火災や自然災害等に見舞われた場合でも、業務を維持・継続させるために必要なデータの安全性を確保することが可能となります。OMS用TISCバックアップサービスは、平成24年9月30日現在で2,383事務所からお申し込みをいただいています。

②「税務情報システム（TPSシリーズ）」の提供

本年度の所得税や法人税の税務処理は、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律」（改正震災特例法）の施行に加え、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に伴う復興特別法人税や復興特別所得税の創設などにより、これまで以上に複雑な判断が求められました。当社では、こうした複雑な判断を要求される会員事務所を支援するため、他社に先駆けて「復興特別法人税申告書の自動作成機能」をTPSシリーズへ搭載したほか、復興特別所得税の入力ミスをチェックする機能や寄附金控除の自動判定機能などをタイムリーに提供し、利用会員事務所から高い評価をいただきました。

(6) 未入会税理士へのTKC全国会入会促進活動

当社では、TKC全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもとで、「TKC会員1万事務所超」を目指して未入会税理士への入会促進活動を展開しています。平成23年11月に行ったTKCニューメンバーズフォーラム2011in東京においては、過去最大となる159名の未入会税理士に参加いただきました。また、平成24年2月と7月に実施した会計事務所経営セミナー2012へは495名（2月：222名、7月：273名）に参加いただき、これらの成果として新たに255名にTKC全国会へ入会いただきました（平成23年9月30日現在の会員数に対して150名の増加）。

(7) 「TKCの新しい経営戦略2020」

当社は、平成32年を目標年次とする事業戦略「TKCの新しい経営戦略2020」に基づき、TKC会員事務所のさらなる発展を支援するための活動を展開しています。

①関与先の拡大支援

1) 小規模企業の増加への対応

『平成21年経済センサス基礎調査』（総務省）によれば、わが国の法人企業約178万7,000社（非農林漁業）のうち、10人未満の小規模企業は約136万3,000社と全法人の76.3%を占めています。また国税庁の「売上階級別の法人数の推移」では、売上規模の低い階級の企業数は年々増加する一方で、上位の売上階級の企業数は減少に転じています。

このような現状を踏まえ、当社では年商1億円突破を目標とするような小規模企業向けに会計・給与・請求をワン・パッケージとしたシステム「e21まいスター」を平成24年4月2日から提供しました。また、本システムには小規模企業にとって利用価値が高い、経営に役立つ機能（玉手箱機能）も搭載しています。

平成24年4月～5月に全国約300会場で開催した発表説明会には、7,796名のTKC会員及びTKC会員事務所の職員に参加いただくなどe21まいスターへの関心は高く、平成24年9月30日現在で当初目標（2,979社）を大きく上回る7,117社に採用されました。

2) 中堅・大企業市場における関与先拡大支援

上場企業を中心とする中堅・大企業市場においては、歴史的な円高や国内需要の縮小、あるいは新興国需要の拡大などの諸問題が相まって、製造業を中心に海外へ製造・研究開発拠点を移転する企業が増えています。このことは企業グループが国内にかかえる子法人や製造拠点・営業所等の業績にも影響を及ぼすことから、組織再編や欠損金の有効活用といった視点で連結納税制度適用の動きも活発となっており、その裾野はいまや中堅・大企業から中小企業へと拡大しています。

一方、会計分野においては平成23年6月以降、金融庁・企業会計審議会がIFRS適用の是非の判断を先送りしているにもかかわらず、任意適用を表明あるいは適用を視野に入れ決算月の変更を行う企業は漸増傾向にあります。また、事業のグローバル化を背景に企業の競争力強化が欠かせなくなったいま、経営強化を図るためグループ全体を見据えた予算管理や管理会計へのニーズも高まってきました。こうしたことを背景に、中堅・大企業ではできるだけコストや手間をかけずに適法・適正な会計処理と税務申告を行える業務システムへの関心が高まっています。

当社では中堅・大企業向けに「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASP1000R」、統合型会計情報システム「FX5」）を開発・提供し、平成24年9月30日現在で1,800企業グループ（合計9,000社）に利用されています。また、これらのシステムを利用する企業担当者が相談できる身近な専門家としてTKC会員を紹介することで、子会社の税務顧問に就任するTKC会員も増えており、この活動が事業目的に掲げる「会計事務所の職域防衛と運命打開」に役立つものとなっています。

当連結会計年度においては、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成24年9月30日現在の会員数は1,019名）と連携して中堅・大企業を対象に税務や会計に関する各種セミナーを開催したほか、TKC連結グループソリューションの強化・拡充に努めました。

3) 「TKCグループホームページ」を利用した関与先拡大支援

TKC全国会と株式会社TKC共通のホームページ（<http://www.tkc.jp/>）に「税理士ご紹介コーナー」を設置し、TKC会員の関与先拡大を支援しています。当連結会計年度においては、コンテンツの充実をなお一層図るとともに、税理士を探す企業経営者を対象とした広告活動の展開、TKC会員のホームページの作成・運用を支援する「TKC会員事務所向けホームページ毎月更新サービス」を強化しました。

4) TKC全国会研究会への支援活動

TKC全国会では、公益法人、社会福祉法人、病院・診療所など（以下、非営利法人等）個々の分野の会計と税務に精通したTKC会員による研究会を組織し、TKC会員による非営利法人等の経営改善に向けた活動を支援しています。

なかでも、社会福祉法人においては平成24年度より新「社会福祉法人会計基準」が施行されたことから、TKC全国会社会福祉法人経営研究会では「社福研新会計基準対策プロジェクト」を組織し、TKC会員向け研修会や社会福祉法人向けセミナーの開催など積極的な活動を展開しています。また、小規模社会福祉法人に特化した

財務会計システム「TKC社会福祉法人会計データベース」に加え、中・大規模社会福祉法人向けの「FX4クラウド（社会福祉法人会計用）」を平成24年3月30日から提供を開始し、平成24年9月30日現在で176法人に採用されています。

②優良関与先の離脱防止

年商5～50億円規模の中堅企業向けの自計化システムである「FX4クラウド」の利用企業数は、平成24年9月30日現在で1,177社（旧来版FX4と合わせると2,398社）となりました。このシステムは、TKC会員事務所の優良中堅関与先の離脱防止を支援することを目指して提供しているものです。なお、平成24年7月1日には「FX4クラウドを活用した会計事務所のビジネスモデルの確立」を目的として、新たにTKC全国会中堅企業自計化推進プロジェクトも発足しました。

当連結会計年度においては、当社システムの特長の一つである記帳適時性証明書を、FX4クラウドでも提供できるようにするなど、会計事務所業務との親和性を高める機能強化を図りました。また、平成24年6月から7月には全国10都市で「導入事例発表セミナー」を開催し、TKC会員と企業側担当者を合わせて900名超が参加しています。

③TKC会員事務所の経営承継を支援

税理士業界全体の高齢化が進むなかで、経営承継はTKC会員事務所においても避けて通れない問題であることから、当社では「TKC会員事務所承継支援室」を設置し、TKC全国会総務委員会の指導のもとで、TKC会員の円滑な事業承継を支援しています。

(8) 法律情報データベースの市場拡大

法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開されたすべての法律分野にわたる23万6,159件（平成24年9月30日現在）の判例等を収録しています。また、LEX/DBインターネットを中核コンテンツとする総合法律情報データベース「TKCローライブラリー」には80万9,923件の文献情報、44の「専門誌等データベース」を収録し、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部など、平成24年9月30日現在で1万3,600件を超える機関に利用されています。

当連結会計年度においては、法律事務所を中心とする一般市場の販売促進活動に注力しました。特にぎょうせい殿との共同販売体制強化の一環として、判例・法令・文献情報を統合したTKCローライブラリーの基本サービスセットと、平成24年4月に提供を開始した「交通事故民事裁判例集Web」「交通事故損害賠償事例データベース」の販売促進に取り組むとともに、同社と「法律事務所実務セミナー（交通事故編）」を東京・大阪で5回開催し、300名を超える弁護士が参加しました。今後、ぎょうせい殿の全国ネットワークを活かした拠点での開催を行う予定です。

一方、アカデミック市場では、学生の減少や補助金削減等により厳しい経営環境におかれている法科大学院を支援するため、コストパフォーマンスの高い「TKC法科大学院教育支援システム・ロースクールパッケージ」の継続利用の推進を図るとともに、同パッケージに含まれる学生の自学自習を支援する「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」の機能強化を行いました。加えて、平成24年6月には「論文演習セミナー」の提供を開始し、その利用促進に注力しています。また、修了生向けサービスである「修了生サポートシステム」を平成24年度版から全面リニューアルし、機能強化とサービス拡充を図りました。これにより、法科大学院の教育側のニーズと法曹を目指す学生・修了生の利用者側のニーズを取り込んだサービスを整備し、法科大学院の法曹育成への支援体制を強化しています。

さらに、平成22年6月から開始した「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売は、大韓民国の政府機関やロースクール等16機関（平成24年9月30日現在）で利用され、年々増加しています。平成24年5月からは新たに台湾司法院や法学部を擁する主要大学等でも利用が開始されるなど、今後も海外での利用拡大が見込まれています。

3. 地方公共団体事業部門の事業内容と経営成績

当社の地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 「TKC行政クラウドサービス」の開発・提供

地方公共団体向けソリューションとして、平成24年3月に、中規模団体（人口50万人程度まで）を対象とする「TKC行政クラウドサービス」の提供を開始しました。

TKC行政クラウドサービスは、住民向け・基幹系・庁内情報系の各サービスを支援する「TASKクラウドサービス（TASK.NET）」と、納税通知書などの大量一括処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」により構成されるものです。クラウド・コンピューティングの高い柔軟性や拡張性、安全性などの特長を最大限に活かしたTKC行政クラウドサービスの構築により、財政規模の小さい地方公共団体でも最小のコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう支援しています。

なお、TASKクラウドサービスは平成24年3月19日から山形県真室川町殿及び栃木県那珂川町殿で本稼働するなど、平成24年9月30日現在で8団体において稼働しています。

(2) 地方税の電子申告への対応

当社では、他社に先駆けて「TASKクラウド地方税電子申告支援サービス」の提供を開始し、アライアンス・パートナー契約を結ぶ全国の地方公共団体向けシステム・ベンダー41社とともに提案活動を展開しています。その結果、本サービスは平成24年9月30日現在で691団体に利用されており、そのうち530団体において地方税の電子申告の受付が実施されています。

(3) 「電子行政サービスの利用率向上」への対応

当社では、総務省殿が住民の利便性向上と住民基本台帳カードの多目的利用の一環として推進する「コンビニエンスストアにおける証明書等の交付」を実現するシステムとして、「TASKクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。これは全国の市町村を対象にクラウド方式で展開する初のサービスで、当連結会計年度においては栃木県足利市殿、静岡県清水町殿及び宮城県大崎市殿で稼働を開始し、平成24年9月30日現在で合計4団体において利用されています。

(4) 法律及び制度改正等への対応

① 「地方公会計制度改革」への対応

当社では、TASKクラウド公会計システムの機能強化を図るとともに、固定資産の評価や管理、台帳整備の実務を支援する「TASKクラウド固定資産管理システム」、行政経営におけるPDCAの確立を支援する「TASKクラウド行政評価システム」（仮称）など、サブシステムの拡充に取り組んでいます。

当連結会計年度においては新規提案活動に加え、当社財務会計システムの既存利用団体に対してTASKクラウド公会計システムへのリプレース提案活動を推進しました。

また、財務書類の作成において多くの市町村が「総務省方式改訂モデル」を採用している現状を踏まえ、従来の公会計制度に基づく決算統計データを取り込むだけで総務省方式改訂モデルに準拠した財務書類を作成できる「TASKクラウドかんたん財務書類システム」を提供し、平成24年9月30日現在で合計48団体に利用されています。

② 「TASKクラウド住基システム」の開発・提供

「住民基本台帳法の一部を改正する法律」の施行（平成24年7月9日）に向け、平成23年6月21日、1府6県にまたがる16市町の実務担当者が集まり「住基法改正システム研究会」を組織しました。当研究会では、総務省が主宰する「外国人住民に係る住民基本台帳制度への移行に関する実務研究会」の成果等を踏まえ、法改正後の最適な業務プロセスを支援する汎用性の高い住基システムの検討を進めてきました。

当社では、システム研究会の研究成果をもとにTASKクラウド住基システムの改修・機能強化を進め、平成24年6月に提供を完了しました。

③ 「TASKクラウド公営企業会計システム」の開発・提供

平成26年度より地方公営企業において新会計基準が適用されることから、当社では法令で定める会計処理及び企業管理者の意思決定を支援するシステムとして「TASKクラウド公営企業会計システム」を開発し、平成24年4月より提供を開始しました。

4. 印刷事業部門の事業内容と経営成績

当社の印刷事業部門は、ビジネスフォームの印刷及びデータプリントサービス(DPS)事業を軸に製造・販売を展開しています。

一段と進む企業のICT化とビジネス帳票の需要減退による受注数量の減少、大口商品の失注、顧客企業の広告・宣伝活動の減少に伴うDPSスポット商品の受注が減少するなどにより、当連結会計年度における売上高は4.9%の減少となりました。

II キャッシュ・フロー

当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は、前連結会計年度末に比べ2,930百万円増加し、15,014百万円になりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの概況とその主な理由は次のとおりです。

1. 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローについては、6,889百万円増加（前連結会計年度比1,652百万円収入増）しました。その主な理由は、税金等調整前当期純利益が6,265百万円計上されたこと等によるものです。

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローについては、2,634百万円減少（前連結会計年度比659百万円支出減）しました。その主な理由は、定期預金を純額で600百万円を預入したこと並びに有形固定資産の取得972百万円等によるものです。

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローについては、1,324百万円減少（前連結会計年度比113百万円支出増）しました。その主な理由は、平成23年9月期末配当並びに平成24年9月期中間配当（1株当たり普通配当22円）を1,174百万円支払ったこと等によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

特に記載すべき事項はありません。

(2) 受注状況

特に記載すべき事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
会計事務所事業	38,122	99.4
地方公共団体事業	12,087	101.3
印刷事業	3,177	95.1
合計	53,387	99.5

(注) 1. セグメント間の取引については相殺消去しております。

2. 金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

各セグメントの対処すべき課題は次のとおりです。

1. 会計事務所事業部門の対処すべき課題

(1) T K C 全国会「中小会計要領推進プロジェクト」の支援

T K C 全国会中小会計要領推進プロジェクトの指導のもと、「中小会計要領」の普及と活用の担い手となる T K C 会員を支援するとともに、その活動意義を一般社会へアピールすることにより、T K C 会員の高い業務品質の認知度向上に努めます。

(2) T K C 全国会「中小企業支援委員会」の支援

T K C 全国会中小企業支援委員会の指導のもと、「経営革新等支援機関」として認定された会員の活動を支援します。

(3) 「中堅企業自計化推進プロジェクト」の支援

T K C 全国会中堅企業自計化推進プロジェクトの指導のもと、年商5～50億円の中堅企業の税務と会計の一貫した財務処理、税理士業務と F X 4 クラウドとの親和性向上を実現し、T K C 会員の優良関与先の離脱防止に努めます。

(4) 「F X シリーズ」と「継続 M A S システム」の利用拡大

T K C 全国会が推進する中小企業の経営力強化支援サービスに合わせ、T K C 経営改善計画支援システム、継続 M A S システム、並びに F X シリーズの利用拡大に注力します。また、増加傾向にある年商1億円以下の小規模企業の自計化推進に向けて e 21 まいスターの利用拡大に注力します。

(5) T K C 会員事務所と関与先企業の事業継続に関する支援

当社では不測の事態発生に備え、T K C 会員事務所や関与先企業が T K C システムを継続利用できるよう、当社データセンターの活用によるデータバックアップ体制を整備して、その事業継続を支援します。

① T I S C バックアップサービス

平成24年1月より提供を開始した「OMS用 T I S C バックアップサービス」をはじめ、関与先企業において利用されている F X シリーズや「戦略給与情報システム (P X 2) 」「戦略販売・購買情報システム (S X 2) 」などのデータバックアップ・サービスの利用拡大に注力します。

② クラウドサービスの拡充

T K C 会員事務所の基幹システムとして O M S クラウドを提供するとともに、関与先企業向けシステムのクラウドサービスの拡充を進めてまいります。

(6) T K C 会員の関与先拡大支援

① 中小企業経営者への「T K C 全国会」ブランドの浸透

T K C グループホームページのコンテンツを充実するとともに、企業経営者をホームページに誘導するための施策を展開し、T K C 会員の関与先拡大を支援します。

② 中堅・大企業市場の開拓

1) 中堅・大企業向け「T K C 連結グループソリューション」の利用を積極的に推進することで関与先拡大の機会の創出に努めます。

2) 中堅・大企業に関する制度や会計・税務等の調査研究を行い、企業の適法・適正な会計処理と税務申告を支援する「T K C 全国会 中堅・大企業支援研究会」には、平成24年9月30日現在で1,019名の T K C 会員が参加しています。当社では、この研究会の活動を支援することで、中堅・大企業への支援体制の強化拡充を図ります。

(7) 会員増強活動

当社では、平成32年までに「T K C 会員1万事務所超」の達成を目指して、T K C 全国会ニューメンバーズ・サービス委員会の指導のもと、未入会税理士への入会促進活動を実施しています。次期においては、「ニューメンバーズフォーラム2012」や「会計事務所経営セミナー」の開催を通じ、T K C 全国会会員の増加に努めます。

(8) 非営利法人の新会計基準や制度改正に対応したシステムの拡大

平成24年度に施行され、平成27年度から適用が義務づけられる新社会福祉法人会計基準に対応した「F X 4 クラウド (社会福祉法人会計用) 」や、新たな公益法人制度 (期限：平成25年11月30日) へ移行した法人の実務に対応した「F X 4 クラウド (公益法人会計用) 」の利用拡大を図ります。

(9) 「記帳適時性証明書」の普及促進

「記帳適時性証明書」について、金融機関及び企業経営者等に対する広報活動を継続してまいります。これにより、T K C 会員が、関与先企業に対して会社法第432条が定める「適時に、正確な会計帳簿を作成しなければならない」とする、記帳条件の履行を支援していることを一般社会に強くアピールします。

(10) 法律情報データベース市場の拡大

法律事務所をはじめとする一般市場でのさらなる利用拡大を図るため、ぎょうせい殿の全国営業網を活かした共同販売体制を強化し、T K C ローライブラリー・基本サービスセットの販売促進に取り組みます。あわせて、T K C ローライブラリーのオプションサービスを順次拡充し、弁護士業務や企業法務の実務を支援します。加えて、大韓民国、台湾の市場においても代理店に対する営業支援を強化し拡大を図ります。

2. 地方公共団体事業部門の対処すべき課題

地方公共団体事業部門では、今後も最新のICTを活用した革新的な製品やサービスの開発・提供を通じて、住民の利便性向上と行政の業務効率化を支援することが重要な経営課題であると捉え、次のとおり取り組みます。

(1) 「次世代電子行政サービス」構築への対応

① 「TKC行政クラウドサービス」の拡充

国が進める「自治体クラウド事業」など各種施策の動向に注目しつつ、引き続き「安全・安心・便利」を実現するためのTKC行政クラウドサービスの強化・拡充に取り組みます。

② 「行政サービスへのアクセス向上」を支援するシステムの開発

各種申請・届出等手続のオンライン化を支援するため、各種ソリューションの機能強化を図ります。

(2) 行政経営の改革に伴う「業務プロセスとシステムの最適化」への対応

当社の強みは、基幹系（住基・税務等）システムと大量一括アウトソーシングサービスの組み合わせによる「分散処理方式」、「ソフトウェアのレンタル方式」、「TISCを拠点とするクラウドサービス」にあります。これらの強みを活かしながら、柔軟性や拡張性、安全性といったクラウド・コンピューティングの特長を採り入れたTKC行政クラウドサービスの開発・提供を進め、財政規模の小さい地方公共団体でも、最適なコストで、最適な業務プロセスを実現できるよう、引き続き「情報システムにかかるトータルコストの削減」や「電子自治体の最適化」を探求します。

(3) 地方公共団体の業務継続に関する支援

当社クラウドサービスの統一コンセプト「安全・安心・便利」を実現し、不測の事態が発生した際にも、すべてのTKCシステム利用団体が住民情報を保全し、業務の継続あるいは早期再開ができるよう、引き続き既存サービスの強化・拡充に取り組みます。

3. 印刷事業部門の対処すべき課題

印刷事業部門では、お客様様のダイレクトコミュニケーションへの貢献を掲げ、アナログ印刷技術とデジタル印刷技術を融合した受注体制、生産体制を作り、引き続きDPS商品の拡販を中心に、「新規顧客の開拓」「既存得意先のシェアアップ」「お客様基盤の直需への転換」を軸にした営業展開と製造コストの削減、生産効率の向上、また環境に配慮した経営に取り組みます。

① 新規顧客の開拓により、DPS関連商品の販売促進に注力します。

② アナログとデジタルを融合した印刷技術を提案し、お客様様のダイレクトコミュニケーションへ貢献します。

③ 既存得意先との関係をさらに深め、シェアアップを図ります。

④ お客様様の基盤を直需に転換し利益率を高めます。

⑤ 顧客ニーズへの対応、他社との差別化による提案型の営業展開、生産コスト削減のため新技術開発に継続して取り組みます。

⑥ 品質の向上と安定・維持、また品質障害の防止のため「品質検査」を強化します。

⑦ さらに内製化を進めることで外注比率を下げ、コスト削減を図ります。

⑧ 顧客・取引先企業からの信頼を得るため、「プライバシーマーク」、「ISMS:ISO27001」に基づき情報セキュリティをさらに強化します。

⑨ 「ISO14001」取得の環境配慮型企業として、損紙の削減を図るとともに、使用済み糊の浄化処理や大豆を主原料とするインキへの切り替えをさらに進めます。

4. 全社の対処すべき課題

(1) 法令を完全に遵守したシステムの提供

当社の業務は、税法、会社法、民法、金融商品取引法、地方自治法などの法律に深く関わりながら、高度な社会的責務を持つ税理士・公認会計士及び地方公務員の業務遂行を最新のICTを媒介として支援することにあります。このため、当社においては引き続き法令の改正に迅速に対応できるよう、システム開発体制を整備していきます。

(2) グループガバナンスシステムの確立

金融商品取引法への対応を含め、会社法で求められる内部統制システムを整備するとともに、企業経営理念、各種会議体、各種諸規程を体系的にまとめ上げ、グループマネジメントシステムの向上に取り組んでいきます。

(3) 働きがいのある組織風土の醸成

「経営の行動指針」に基づき、個人とチームワークを尊重した職場づくりに努めるとともに、「顧客への貢献」の実現に必要な従業員の能力開発を積極的に行うことにより、「働きがいのある組織風土」の醸成を推進していきます。

なお、当社では、平成23年2月5日に、当社の創業45周年、並びにTKC全国会の創設40周年を記念して「飯塚毅記念館」と「IT博物館」を開設しました。これは当社及びTKC全国会共通の理念「自利利他」と両者の発展の歴史を、正確かつ永く継承していくために開設したものです。当社では、この2つの記念館の活用を通じて理念の浸透を一段と図り、さらなる「顧客への貢献」に取り組んでまいります。

4【事業等のリスク】

当社及び当社グループの事業等に関連するリスクについては、本報告書に記載した「事業の状況」及び「経理の状況」等に関連して、投資者の皆様にご承知いただくべきと思われる主な事項を以下に記載いたします。また、その他のリスク要因についても、投資者の皆様のご判断上、重要と思われる事項について、積極的な情報開示の観点から開示することとしています。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、リスク発生の事前防止及び発生した場合の迅速な対応に努める所存ですが、当社株式に関する投資判断は、本項に加えて本報告書全体の記載も参考にされ、十分に検討した上で行われる必要があると考えています。また、以下の記載は、当社株式への投資に関連するリスク要因をすべて網羅しているものではありませんので、この点にもご留意ください。

なお、本項において将来にわたる事項は、当連結会計年度末（平成24年9月30日）現在において当社グループが判断したものです。

1. 退職給付債務について

当社グループの従業員退職給付債務及び関連費用の計上は、割引率等数理計算上で設定される前提条件（基礎率）に基づいて行っています。これらの基礎率（当社グループの割引率は1.5%を採用しています）が変更となった場合は、結果として当社グループの財政状態及び経営成績の変動要因となります。当社グループでは、この影響を最小限にすべく退職金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行する等の施策を実施していますが、その影響を完全になくすことはできません。割引率の変更は当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

2. 固定資産価値の減少について

金融商品取引法に基づいて、平成18年9月期から「固定資産の減損に係る会計基準」が適用されています。

この固定資産の減損会計の適用は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

3. 全国的な電力不足への対応について

原子力発電所の運転停止に伴う全国的な電力不足への対応として、当期においては電力供給不足が見込まれていた4つの電力管内のうち、栃木、大阪、福岡に所在する統合情報センターに移動電源車をレンタル配備しました（平成24年7月17日～9月29日の約3か月間）。また、次期においては、平成24年末をめぐり移動電源車2台を自社で保有し、東日本と西日本の2か所に配備します。これにより、①電力制限（電気事業法第27条電気の使用制限等）、②計画停電（一定期間の停電発生）、③災害停電（被災拠点の電気喪失）といった電力供給不足により想定される、統合情報センターでのオンラインリアルタイム処理並びに会計帳表等の印刷処理の停止や遅延を防止します。

4. 印刷部門の原材料調達費の変動について

当社グループの印刷部門においては、原材料の調達の大部分について、製紙メーカーから直接原紙を購入し、安定的な原材料の確保と最適な価格の維持に努めています。しかし、原油価格の高騰や国際市場での需給逼迫により、需給バランスが崩れる懸念があります。そのような場合には、当社グループの顧客との間の価格交渉を通じて対応していく所存ですが、原材料調達がかわめて困難になった場合や購入価格が著しく上昇した場合は、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

5. 個人情報等の管理について

当社グループにおいては、当社顧客（会計事務所及び地方公共団体等）から法人及び個人の情報を大量に預託されているほか、さまざまな内部情報を保有しています。これらの情報の保護については、情報管理に関するポリシーや手続き等を策定しており、役社員等に対する教育・研修等により情報管理の重要性の周知徹底及びシステム上のセキュリティ対策等を実施しています。

また、情報処理を行う当社の統合情報センターにおいては、経済産業省殿の指導のもとに一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）殿が制定した「情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）」の認証を得るとともに、担当部門を設置して情報処理におけるセキュリティ対策等に万全を期しています。

さらに、個人情報については、その適切な取り扱い及び管理体制の構築に資するために、JIPDEC殿が制定した「プライバシーマーク」の認定を当社及び連結子会社である東京ラインプリンタ印刷株式会社が取得しています。

また、当社の内部監査部門では、全社全部門にわたる個人情報保護法への対応に全力を傾注し、社内において個人情報管理への意識を高めるとともに、個人情報が漏えいすることがないよう社内体制の整備に努力しています。

しかしながら、予期せぬ事態により、これらの情報が流出する可能性は皆無ではなく、そのような事態が生じた場合、当社の社会的信用に影響を与え、その対応のための多額の費用負担やブランド価値の低下が、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 係争事件等について

現在、当社グループの財政状態及び経営成績等に影響を及ぼす可能性のある係争事件等はありませんが、今後そのような係争事件が発生する可能性は皆無ではありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

当社グループでは、会計事務所とその関与先企業に対し、革新的な情報とマネジメント・ツールを提供するため、並びに地方公共団体に対して、行政事務の効率化・標準化・ネットワーク化を推進するために、ソフトウェアの研究・開発を行っております。

また、研究・開発を行う部門では、システム開発業務における品質管理・品質保証体制の確立・強化を目的として、品質保証の国際規格である「品質システム—設計、開発、製造、据付及び附帯サービスにおける品質保証モデル（ISO9001）」の認証を平成11年7月に取得しております。また平成22年9月にはその範囲を拡大し、地方公共団体事業部システム開発本部においても取得いたしました。

当連結会計年度における研究開発費は469百万円であり、各セグメント別の主要な研究開発の成果は次のとおりであります。

(1) 会計事務所事業

会計事務所を対象に、BCP（事業継続計画）、TCO（コンピュータ等の総所有コスト）削減等を支援する「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMSクラウド）」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は359百万円であります。

(2) 地方公共団体事業

市区町村を対象に、地方公営企業の企業管理者の意思決定を支援するシステムとして「TASKクラウド公営企業会計システム」を開発いたしました。

当事業に係る研究開発費は110百万円であります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態の分析

1. 資産の部について

当連結会計年度末における総資産は、69,588百万円となり、前連結会計年度末67,037百万円と比較して2,551百万円増加しました。

①流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、31,645百万円となり、前連結会計年度末28,291百万円と比較して、3,353百万円増加しました。

その主な理由は、現金及び預金が増加したこと等によるものです。

②固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、37,943百万円となり、前連結会計年度末38,746百万円と比較して、802百万円減少しました。

その主な理由は、有形固定資産が減価償却により減少したこと等によるものです。

2. 負債の部について

①流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、11,171百万円となり、前連結会計年度末10,791百万円と比較して、379百万円増加しました。

その主な理由は、未払法人税等が増加したこと等によるものです。

②固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、4,459百万円となり、前連結会計年度末4,300百万円と比較して、158百万円増加しました。

その主な理由は、退職給付引当金が増加したこと等によるものです。

3. 純資産の部について

当連結会計年度末における純資産合計は、53,958百万円となり、前連結会計年度末51,945百万円と比較して、2,012百万円増加しました。

その主な理由は、当期純利益が3,112百万円計上されたこと等によるものです。

なお、当連結会計年度末における自己資本比率は、前連結会計年度末と同ポイントの75.6%でした。

(2) 経営成績の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 I 業績」を参照してください。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要 II キャッシュ・フロー」を参照してください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループ（当社及び連結子会社）では、ソフトウェアの開発分野と情報処理サービス分野において継続的に設備投資を行っております。

当連結会計年度においては、1,492百万円の設備投資（無形固定資産及び調整額等を含む）を実施しました。

(1) 会計事務所事業

全国的な電力不足への対応として、栃木・関西・九州統合情報センターに保存用電源システム構築費用及び販売用ソフトウェアの制作など809百万円の設備投資を行いました。

(2) 地方公共団体事業

eLTAX審査システム増強のソフトウェアの購入、販売用ソフトウェアの制作など499百万円の設備投資を行いました。

(3) 印刷事業

高速漢字プリンタの購入など184百万円の設備投資を行いました。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
TKC栃木本社 TKCシステム開発研究所 TKCインターネット・サー ビスセンター TKC栃木統合情報センター (栃木県宇都宮市他) ※1	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	開発設備 情報通信サー ビス設備 情報処理設備	4,476	7	2,538 (25,755.02)	816	1,053	8,892	1,006
TKC東京本社 TKCシステム開発研究所東 京分室 (東京都新宿区他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事務所設備	69	—	—	53	1	124	201
TKC東京統合情報センター (東京都練馬区)	会計事務所 事業	情報処理設備	278	—	2,224 (1,447.44)	96	—	2,599	33
TKC中部統合情報センター (愛知県春日井市)	会計事務所 事業	情報処理設備	77	—	196 (3,017.47)	35	—	309	25
TKC関西統合情報センター (大阪府茨木市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	情報処理設備 事務所設備	164	—	—	47	—	211	31
TKC中四国統合情報センタ ー (岡山県岡山市北区)	会計事務所 事業	情報処理設備	28	—	—	58	—	87	14
TKC九州統合情報センター (福岡県古賀市)	会計事務所 事業	情報処理設備	229	—	203 (2,341.48)	29	—	462	16
TKC北海道統合情報センタ ー (北海道札幌市中央区)	会計事務所 事業	情報処理設備	20	—	—	39	—	60	9
TKC東北統合情報センター TKC東北SCGサービスセ ンター (宮城県仙台市青葉区)	会計事務所 事業	情報処理設備	15	—	—	55	—	71	25

平成24年9月30日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
TKC沖縄統合情報センター TKC沖縄SCGサービスセンター (沖縄県那覇市)	会計事務所 事業	情報処理設備	5	—	—	5	—	10	11
TKC茨城SCGサービスセンター (茨城県つくば市)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	事業所設備	44	—	147 (1,120.00)	0	—	191	21
TKC山口SCGサービスセンター (山口県山口市)	会計事務所 事業	事業所設備	30	—	197 (814.00)	0	—	228	7
寮・社宅 (栃木県宇都宮市他)	会計事務所 事業 地方公共団 体事業	福利厚生設備	321	—	400 (5,355.44)	0	—	722	—

(2) 国内子会社

平成24年9月30日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)					従業員数 (人)	
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積㎡)	工具、器具 及び備品	その他		合計
東京ラインプ リント印刷㈱	羽生工場 (埼玉県羽生 市)	印刷事業	印刷設備	148	515	222 (11,098.17)	11	1	900	96

- (注) 1. 上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。
2. 上記以外の連結会社の設備の状況については、設備が小規模のため記載を省略しております。
3. 帳簿価額のうち「その他」は、リース資産、ソフトウェア（仮勘定含む）であります。
4. ※1には、一部福利厚生施設が含まれております。
5. 上記以外の主要な賃借をしている設備は、次のとおりであります。

(提出会社)

事務所の年間賃借料

622百万円

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して計画しております。設備計画は原則的に連結会社各社が個別に策定しておりますが、提出会社を中心となってグループ全体の調整を図っています。

なお、当連結会計年度末（平成24年9月30日）現在における重要な設備の新設、除却等の計画は、経常的な設備更新及びそれに伴う除売却を除きありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年12月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	26,731,033	26,731,033	東京証券取引所市場 第一部	単元株式数100株
計	26,731,033	26,731,033	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成24年2月10日取締役会決議

	事業年度末現在 (平成24年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成24年11月30日)
新株予約権の数(個)	270	270
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27,000(注)1	27,000(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1	同左
新株予約権の行使期間	自平成24年3月13日 至平成59年3月12日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,146 資本組入額 573 (注)2	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の 取得については、当社取 締役会の決議による承認 を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事 項	(注)4	同左

(注)1 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2 発行価格は、新株予約権の払込金額と行使時の払込金額を合算しております。

3 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）

（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上表の「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に定める新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記(注)3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成20年5月31日 (注)	△2,000,000	27,916,833	—	5,700	—	5,409
平成21年11月30日 (注)	△1,185,800	26,731,033	—	5,700	—	5,409

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(6) 【所有者別状況】

平成24年9月30日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満株式の状況 (株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	30	23	148	101	2	10,520	10,824	-
所有株式数 (単元)	-	77,294	3,051	63,588	22,010	3	100,878	266,824	48,633
所有株式数の割合(%)	-	29.0	1.1	23.8	8.2	0.0	37.8	100.0	-

(注) 1. 自己株式79,132株は「個人その他」に791単元及び「単元未満株式の状況」に32株含めて記載しております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ6単元及び87株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成24年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
公益財団法人飯塚教育英会	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地	3,651	13.7
大同生命保険株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀1丁目2番1号	2,569	9.6
T K C社員持株会	東京都新宿区揚場町2番1号	1,548	5.8
公益財団法人租税資料館	東京都中野区南台3丁目45番13号	1,246	4.7
飯塚真玄	栃木県宇都宮市	1,128	4.2
飯塚容晟	神奈川県鎌倉市	788	2.9
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	666	2.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	616	2.3
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号	598	2.2
日本興亜損害保険株式会社	東京都千代田区霞が関3丁目7番3号	598	2.2
計	-	13,411	50.2

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 84,600	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 26,597,800	265,978	—
単元未満株式	普通株式 48,633	—	—
発行済株式総数	26,731,033	—	—
総株主の議決権	—	265,978	—

(注) 「完全議決権株式 (その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社TKC	東京都新宿区揚場町2番1号	79,100	—	79,100	0.30
株式会社TKC出版	東京都千代田区九段南4丁目8番8号	5,500	—	5,500	0.02
計	—	84,600	—	84,600	0.32

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式による株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものです。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

(平成24年2月10日取締役会決議)

決議年月日	平成24年2月10日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	同上
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	同上

(平成24年11月5日取締役会決議)

決議年月日	平成24年11月5日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 10名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名 当社執行役員 13名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数	普通株式37,600株 (注) 1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を100株とする。 上記株数は、割当予定数であり、新株予約権の引受けの申し込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数に100株を乗じた数を発行する普通株式の総数とする。
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使期間	自 平成24年12月8日 至 平成59年12月7日
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3

(注) 1. 新株予約権の割当日後、当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

2. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役の地位又は執行役員の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
- (3) その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換若しくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の設立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）1に定める新株予約権の目的となる株式の種類及び数に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
上表の「新株予約権を行使することができる期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
 - ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
上記（注）2に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得条項
当社は、以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。
 - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - ② 当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
 - ③ 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
 - ④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について、当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - ⑤ 新株予約権の目的となる種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年3月9日)での決議状況 (取得期間 平成24年3月12日～平成24年6月29日)	60,000	110,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	60,000	104,579,100
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	4.9
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	4.9

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(平成24年12月6日)での決議状況 (取得期間 平成24年12月17日～平成25年2月28日)	50,000	75,000,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	—	—
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	100.0	100.0
当期間における取得自己株式	50,000	72,929,400
提出日現在の未行使割合(%)	—	2.8

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	161	259,360
当期間における取得自己株式	118	184,948

(注) 当期間における取得自己株式数には、平成24年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他				
(新株予約権の権利行使による譲渡)	—	—	—	—
(単元未満株式の売渡請求による売渡)	—	—	—	—
保有自己株式数	79,132	—	129,250	—

(注) 当期間における取得自己株式の処理状況及び保有状況には、平成24年12月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による譲渡、単元未満株式の買取りによる株式及び売渡請求による売渡株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社の配当政策は、株主の皆様のご期待に応えるため、取締役会が決定した中期経営計画に基づき、每期適正な利益を持続的に確保しながら、同業者平均を超える配当を実現することを基本方針としています。また、ICTが急速に進歩するとともに、社会の諸制度が大きく変化していくなかで、当社の顧客である会計事務所並びに地方公共団体への支援を強化し、これらのお客様のビジネスを成功に導きながら、市場における競争力を堅持していくためには、今後とも先行的な研究開発投資と積極的な設備投資を実施していくことが必要不可欠です。

従いまして、株主の皆様に対する配当につきましては、研究開発投資等の源泉としての自己資本の充実と長期的かつ安定的な配当原資とのバランスを念頭におきながら、財政状態、経営成績及び配当性向等を総合的に勘案して決定しています。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

そのような基本方針に基づき、配当性向につきましては、これを33.3%（当期純利益の1/3）としております。当社は、取締役会決議により、毎年3月31日を基準日として会社法第454条第5項に定める中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

なお、当事業年度においては、これまでの配当実績を維持するため、剰余金の配当は以下のとおりといたしました。この結果、年間配当性向は37.7%となりました。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)
平成24年5月10日 取締役会決議	586	22
平成24年12月21日 定時株主総会決議	586	22

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第42期	第43期	第44期	第45期	第46期
決算年月	平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成23年9月	平成24年9月
最高(円)	2,220	2,045	1,950	1,868	1,814
最低(円)	1,611	1,450	1,450	1,451	1,475

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年4月	平成24年5月	平成24年6月	平成24年7月	平成24年8月	平成24年9月
最高(円)	1,814	1,800	1,657	1,675	1,623	1,650
最低(円)	1,618	1,527	1,528	1,538	1,559	1,575

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5 【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	—	飯塚真玄	昭和18年2月5日生	昭和43年4月 当社入社 昭和46年12月 当社取締役 昭和52年12月 当社代表取締役専務 昭和58年12月 当社代表取締役社長 平成15年10月 ㈱TKCマネジメントコンサルティング 代表取締役会長 平成20年12月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 5	1, 128
代表取締役社長	—	角 一幸	昭和23年9月28日生	昭和47年3月 当社入社 昭和54年4月 統括本部経理部長 平成元年5月 営業本部情報センター業務支援部長 平成2年9月 営業本部副本部長 平成2年12月 当社取締役 営業本部副本部長 平成3年4月 当社取締役 東海・北陸統括センター長 平成4年3月 当社取締役 営業本部副本部長 平成6年4月 当社取締役 社長室室長 平成7年3月 当社取締役 人事部部長 平成8年10月 当社取締役 人事部部長兼社長室内部監査部部长兼企業情報ネットワーク営業部部长 平成9年4月 当社取締役 地方公共団体事業部副本部長 平成9年5月 当社常務取締役 地方公共団体事業部副本部長 平成10年12月 当社常務取締役 地方公共団体事業部長 平成13年7月 TKC保安サービス㈱ 代表取締役社長（現任） 平成13年12月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長 平成17年1月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長兼営業企画副本部長 平成18年6月 当社専務取締役 地方公共団体事業部長 平成18年12月 当社取締役 専務執行役員 地方公共団体事業部長 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 地方公共団体事業部長 平成23年12月 当社代表取締役 社長執行役員（現任） 平成24年6月 ㈱スカイコム 代表取締役会長（現任）	(注) 5	20
代表取締役副社長	経営管理本部長	岩田 仁	昭和32年3月31日生	昭和55年4月 当社入社 平成2年3月 東京統合情報センター電算室長 平成8年6月 社長室情報企画室室長 平成9年8月 経営企画本部副本部長 平成11年5月 経営企画本部長 平成12年10月 総務本部副本部長 平成12年12月 当社取締役 総務本部長 平成16年9月 当社取締役 経営管理本部長 平成17年12月 当社常務取締役 経営管理本部長 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 経営管理本部長 平成20年12月 当社代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長（現任）	(注) 5	5

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	常務執行役員 税務研究所長	森 幹雄	昭和25年6月13日生	昭和48年4月 国税庁入庁 平成16年7月 大阪国税不服審判所次席国税審判官 平成18年7月 福岡国税不服審判所長 平成19年7月 名古屋国税不服審判所長 平成20年8月 当社入社 税務研究所副所長 平成20年12月 当社取締役 常務執行役員 税務研究所長 (現任)	(注)5	2
取締役	常務執行役員 会計事務所事業部TKC全国 会事務局長	黒島 修	昭和37年3月18日生	昭和59年4月 当社入社 平成15年4月 当社企業情報システム営業部長 平成19年4月 当社営業企画本部長 平成19年10月 当社執行役員 営業企画本部長 平成21年1月 当社執行役員 TKC全国会事務局長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所 事業部TKC全国会事務局長 平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所 事業部TKC全国会事務局長 (現任)	(注)5	5
取締役	常務執行役員 会計事務所事業部企業情報 システム営業 本部長	飯塚真規	昭和50年3月12日生	平成14年4月 当社入社 平成21年9月 当社システム開発研究所Gプロジェクト 推進部次長 平成22年10月 当社企業情報システム営業本部G プロジェクト推進部次長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所 事業部企業情報システム営業本部担 当兼 企業情報システム営業本部G プロジェクト推進本部長 平成24年10月 当社取締役 執行役員 会計事務所 事業部企業情報システム営業本部長 平成24年12月 当社取締役 常務執行役員 会計事務所 事業部企業情報システム営業本 部長 (現任)	(注)5	5
取締役	執行役員 会計事務所事業部SCG営 業本部長	浅香智之	昭和43年6月5日生	平成3年4月 当社入社 平成10年4月 当社浜松SCGサービスセンター長 平成12年6月 当社TKC全国会事務局課長 平成20年4月 当社TKC全国会事務局次長 平成22年1月 当社TKC全国会事務局部長 平成22年10月 当社SCG営業本部長 平成22年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所 事業部SCG営業本部長 (現任)	(注)5	2
取締役	執行役員 地方公共団体 事業部長	湯澤正夫	昭和34年1月16日生	昭和54年4月 当社入社 平成18年6月 当社地方公共団体事業部営業企画本 部長 平成18年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部長 (現任)	(注)5	3
取締役	執行役員 地方公共団体 事業部クラウド事業推進本 部長	飛鷹 聡	昭和46年1月19日生	平成15年4月 当社入社 平成17年10月 当社地方公共団体事業部電子自治体 ソリューション推進部次長 平成19年10月 当社地方公共団体事業部営業企画本 部ASPサービス推進部次長 平成21年1月 当社地方公共団体事業部 営業企画 本部ASPサービス推進部長 平成22年12月 当社地方公共団体事業部 執行役員 営業企画本部ASPサービス推進部 長 平成23年12月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部新規事業戦略本部担当 平成24年1月 当社取締役 執行役員 地方公共団 体事業部クラウド事業推進本部長 (現任)	(注)5	0

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長	魚谷仁司	昭和42年8月3日生	平成3年4月 当社入社 平成21年1月 当社システム開発研究所企業情報システム開発センター長 平成24年6月 当社執行役員 システム開発研究所企業情報システム開発センター長 平成24年10月 当社執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長 平成24年12月 当社取締役 執行役員 会計事務所事業部システム開発研究所長 (現任)	(注) 5	1
取締役	—	齋藤保幸	昭和31年6月21日生	昭和60年2月 税理士登録 昭和60年4月 税理士開業 平成22年1月 税理士法人トップ代表社員 (現任) 平成22年12月 当社取締役 (現任)	(注) 5	2
監査役(常勤)	—	堺 利彦	昭和22年3月31日生	昭和44年4月 東京国税局入局 平成15年7月 江戸川北税務署長 平成16年8月 税理士登録 平成16年9月 当社入社 税務研究所特別研究員 平成22年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 6	1
監査役(常勤)	—	櫻岡敏明	昭和28年11月27日生	平成8年12月 当社取締役 平成14年12月 当社常務取締役 平成18年12月 当社取締役 常務執行役員 平成20年12月 当社顧問 平成24年12月 当社常勤監査役 (現任)	(注) 7	6
監査役	—	永田智彦	昭和21年11月19日生	昭和55年2月 税理士登録、開業 平成3年1月 株式会社永田ビジネスサポート代表取締役 (現任) 平成5年4月 社会福祉法人ふたば会理事長 (現任) 平成23年12月 当社監査役 (現任)	(注) 8	1
監査役	—	高島良樹	昭和34年4月18日生	平成2年4月 弁護士登録 平成20年12月 当社監査役 (現任)	(注) 7	—
計						1,186

- (注) 1. 取締役飯塚真規は、代表取締役会長飯塚真玄の長男であります。
2. 取締役飛鷹聡は、代表取締役会長飯塚真玄の長女の配偶者であります。
3. 取締役齋藤保幸は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 監査役高島良樹及び監査役永田智彦は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 平成24年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から2年間。
6. 平成22年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
7. 平成24年12月21日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
8. 平成23年12月22日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループの中核をなす株式会社TKCは、昭和41年10月22日、会社定款第2条に次の2つの事業目的を掲げて設立されました。

1. 会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営
2. 地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営

会社の事業目的は、その後業容の拡大に伴い追加されましたが、顧客を「会計事務所」と「地方公共団体」の2つに絞り、これらの顧客の事業を成功に導くためにICT（情報通信技術）の分野で専門特化するという経営方針は変えておらず、その結果として当社グループは、わが国の情報産業界において独自の地位を占めるに至っております。

これをコンプライアンスの観点から見れば、当社グループ（印刷事業部門を除く）の顧客は、会計事務所事業部門においては税理士、公認会計士、税理士法人および監査法人であり、また、地方公共団体事業部門においては、県、市町村およびこれらに所属する公益法人等となっています。これらの顧客は、職業法（税理士法または公認会計士法）或いは行政法（地方自治法および地方公務員法等）により、その業務遂行において、他の職種よりも一層厳しいコンプライアンスが求められております。

そのため当社グループが設計・製造・販売するすべてのソフトウェア製品とサービスについては、顧客の業務に関連する法令への完全準拠性の確保を最優先事項としており、併せてそのような立場にある顧客から信頼を得るためにも、単体及びグループ経営におけるコンプライアンスを徹底することに鋭意努力しております。

そのような当社グループにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、

1. 法令、定款および株主総会の決議を遵守し、会社の事業目的を達成するために、
2. 戦略的な中期経営計画の策定とより優れた人材の育成を基盤として、顧客の事業を成功に導くソフトウェア製品とサービスを開発・提供することにより、
3. 顧客から感謝と信頼、さらに願わくば尊敬までを戴けるように全力を尽くし、
4. その結果として立派な経営成績と財政状態を確保し、その成果を当社グループの本来の所有者である株主に還元することである。

と理解しております。

なお、このようなコーポレート・ガバナンスの過程を通して、意思決定と事業プロセスの透明性を高め、リスク管理の徹底、さらにはタイムリーな情報開示と説明責任の遂行により、企業価値の継続的な向上をめざしてまいります。

II コーポレート・ガバナンス体制について

1. コーポレート・ガバナンスに関連して、平成14年改正商法により「委員会等設置会社」という新たな選択肢が設けられましたが、当社では、法的にも機能強化された監査役により十分な監査機能が期待できること、及び会社業務に精通した社内取締役を中心に実務に即したスピード感のある経営が実現すること等の理由から、従来の「監査役設置会社」の形態を継続することといたしました。その上で、「経営の透明性の向上」と「説明責任の健全な遂行」及び「経営の監督と執行の役割分担の明確化」を目指した実効性の高いコーポレート・ガバナンスの仕組みを構築してまいり所存であります。

なお、本報告書提出日現在、会社役員は取締役11名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役2名）となっております。取締役会は、毎月10日の開催を原則とする定例会のほか必要に応じて開催され、毎回、監査役も出席し、主にコンプライアンス（遵法義務）及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を述べるなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための助言・提言を行っております。また監査役は、定期的に監査役会を開催し、取締役会の業務執行状況及び各取締役の業務執行について、その適法性及び有効性を検証しております。さらに、監査役は、会計監査人から監査開始時に監査計画の説明を受け、四半期決算及び確定決算の監査実施期間中、適時、会計監査に係る監査の方法及び結果について報告を受け意見交換を行うとともに、監査完了時に監査結果の報告を受けております。

2. 監査役の員数は4名であり、常勤監査役堺利彦、常勤監査役櫻岡敏明及び監査役永田智彦の各氏は、税理士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役高島良樹氏は弁護士資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

内部統制の有効性及び実際の業務遂行状況については、監査役との連絡の下に内部監査部（4名）が全部門を対象として業務監査を計画的に実施しており、その監査結果は、社長に直接報告されております。被監査部門に対しては、監査結果に基づき、改善事項の指摘と指導を行い、監査後は改善の進捗状況を報告させることにより、実効性の高い内部監査を実施しております。内部監査部は、社長直轄の部門として、法令、定款、社長方針書、就業規則等の社内諸規定に基づき、業務執行の正当性、コンプライアンスの観点から社内各部門の業務監査を行っております。監査役は、内部監査部から事業年度毎の内部監査計画の報告、上期及び下期の内部監査の方法及び結果について報告を受け、意見交換を行っております。

また、内部監査に関しては、財務報告に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価を、金融商品取引法第24条の4の4第1項に従い行っており、監査役監査及び会計監査人による会計監査を加えた3つの監査機能は、財務報告に対する信頼性向上のため、定期的に、あるいは必要に応じて随時ディスカッションが実施され、それぞれの監査計画とその結果について情報共有、意思疎通を図りながら、効率的で実効性のある監査を実施しています。

3. 重要な法務的課題及びコンプライアンスに係る事項については、顧問弁護士に相談し、必要な検討を実施しております。また、会計監査人とは、通常の会計監査に加えて、重要な会計的課題について随時相談・検討を実施しているほか、四半期決算直後及び本決算直後においてディスカッションの機会を持っております。
4. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は、会社法第362条第5項に基づく「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」に関して、取締役会の決議により基本方針を定めております。概要は、次のとおりであります。

[1] 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号前段関連)

- ① 取締役は、法令及び定款並びに株主総会の決議（以下、「法令等」という。）を遵守するとともに、当社の定款第2条に定める事業目的が「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」及び「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」にあることを常に念頭に置き、その実現のために職務を執行しなければならない。
- ② 取締役は、取締役会が定めた「取締役の職務権限と職務分掌に関する規定」に基づいて職務を執行するとともに、他の取締役と協力して会社業績の向上に努めなければならない。
- ③ 取締役は、自分の意思決定（部下からの提案に対する承認を含む。）が法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく法務担当取締役に相談し、その判断に従って違法行為の発生を事前に回避しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、法務担当取締役は遅滞なく代表取締役社長（以下、「社長」という。）及び常勤監査役並びに社外の顧問弁護士に報告し、その指導を受けるとともに、その顛末を取締役会に報告しなければならない。
- ④ 取締役は、他の取締役又は従業員の行為又は企画の内容が法令等に違反する虞があると判断した場合は、経営の共同責任者として、遅滞なく本人に対して警告を発しなければならない。なお、それが重要な案件である場合は、取締役は、遅滞なく社長に報告し、その指導を受けなければならない。
- ⑤ 取締役は、取締役会に出席する前に、次回の取締役会において審議、報告及び協議（以下、「審議等」という。）を予定する案件を確認し、会社法が定める取締役会の職務（第362条）及び取締役の権限（第363条）に関する規定、並びに当社の「取締役会規定」が定める審議事項の範囲から見て、案件に漏れがないことを確認しなければならない。なお、そのほかに審議等を行うべき案件がある場合は、遅滞なく取締役会担当取締役に申し出なければならない。
- ⑥ 取締役は、取締役会に出席し、審議等を行うすべての案件について、自らの良心と責任において自由に意見を述べ、かつ議決権を行使しなければならない。また、担当職務の執行状況の報告に際しては真実を述べるとともに、予想される戦略リスク又はオペレーション・リスクについて率直に問題提起し、取締役会において事前に対応策を検討する機会と時間を与えなければならない。
- ⑦ 取締役会における審議等の過程は、「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づき、すべて録音するものとし、録音結果は、説明に使用された資料及び取締役会議事録とともに、会社法第371条に規定する電磁的記録を用いて保存しなければならない。
- ⑧ 取締役は、株主総会に出席し、株主から自らの職務執行に関する質問を受け、かつ議長から回答の指示があった場合は、進んで誠実に回答しなければならない。
- ⑨ 取締役会の議長は、取締役会における審議において、出席監査役に対して、その決議が法令等に違反する虞があるかどうかについて意見を求めなければならない。また、監査役は取締役会の議事を聴取する過程で、法令等に違反する虞があると判断したときは、遅滞なく議長に対して警告を発しなければならない。
- ⑩ 取締役は、会社の最高幹部として、『TKC企業行動憲章2006』の理念の下に、会社の社会的責任を深く自覚するとともに、不断に人格及び識見の向上に努め、法令等及び社内諸規定をよく守り、慢心と公私混同を排除するとともに、事業目的の達成のために洞察力を発揮し、率先垂範することにより、その命に服する従業員から見て最も信頼に足るべき人物たるべく努力する義務を負う。

[2] 会社の業務の適正を確保するための体制の構築に関する基本方針

(会社法第362条第4項第6号後段関連)

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制の整備

(会社法施行規則第100条第1項第1号関連)

- ① 取締役の職務の執行に係る情報（以下、「取締役職務情報」という。）のうち、株主総会の議事に係る情報については、「株主総会の議事に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。

- ② 取締役職務情報のうち、取締役会での審議等に係る情報については、前記（〔1〕⑦）のとおり「取締役会の意思決定に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ③ 取締役職務情報のうち、官公署に提出した情報及び官公署から受領した情報、並びに法務に関連して社外に発信した情報及び社外から受領した情報は「法務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
- ④ 前3項以外の取締役職務情報は、次の3つに区分し、「取締役の日常業務に関する情報管理規定」に基づいて保存及び管理を行う。
 - 1. 取締役が主催する会議（株主総会及び取締役会を除く。）のうち、当社の業績に重要な影響を与えることが予想される案件を審議した会議、又は特定の顧客、取引先、従業員の利害に直接関連する案件を審議した会議の議事録及び関連資料。
 - 2. 取締役が「稟議規定」に基づき決裁した承認申請書及び関連資料。
 - 3. その他取締役の職務の執行に関する重要な情報。
- ⑤ 前4項に係る取締役職務情報についてはデータベース化し、各情報の存否及びその内容を直ちに検索できる体制を構築するものとする。なお、必要に応じてデータベースの運用状況の検証及び規定等の見直しを行い、取締役会に報告する。

(2) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

(会社法施行規則第100条第1項第2号関連)

(2-1) 戦略リスクの管理に関する規定

- ① 戦略リスクは、事業機会に関連するリスクであり、経営上の戦略的意思決定に伴う不確実性に起因するものである。当社においては、その現状に鑑み、当分の間、戦略リスクを管理する目的を「事業機会の喪失を回避する」こと、並びに株主総会に提案する「取締役の人事」に関するものに限定するものとする。
- ② すべての取締役は、事業機会の喪失を回避するために、積極的な情報収集活動と飽くなき探求心をもって、顧客のビジネスの成功に貢献する事業機会を他に先駆けて捉え、その事業機会から最大の成果を引き出すために、優れた直観力を発揮し、タイムリーかつ全体最適な基本計画を立案して、その実行を社長に提案しなければならない。
- ③ 社長は、取締役（従業員を含む。）から前項の提案を受けたときは、その内容を以下の観点から評価し、実行すべしと判断したときは、その旨を取締役に報告し、取締役会において担当取締役（従業員を含む。）からその実行計画を発表せしめなければならない。
 - 1. 当社の経営理念への準拠性
 - 2. コンプライアンス
 - 3. 期待される顧客のビジネスへの貢献度
 - 4. 予想される顧客からの評価
 - 5. 技術的な実行可能性
 - 6. 必要となる資金とコスト
 - 7. その他、業務提携先との信義則等
- ④ 株主総会において取締役の人事に関する提案を行う場合は、社長を委員長とし、常務取締役以上の取締役全員及び社外取締役を委員とする取締役指名委員会を臨時に編制し、本人の前2項に係る事跡及び過去の業績への貢献度並びに人格及び識見等を考慮して、取締役への昇格及び取締役の重任に関する提案を決定するものとする。
- ⑤ 常務取締役以上の役付取締役への昇格及び役付取締役の取締役への降格については、代表取締役社長が他の代表取締役と協議の上で決定し、取締役会の承認を得て確定するものとする。

(2-2) オペレーション・リスクの管理に関する規定

(2-2-1) 全部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定

- ① オペレーション・リスクは、事業活動の遂行に関連するリスクであり、適正かつ効率的な業務の遂行の不確実性に起因するものである。また、そのリスクの種類は次の2つに分けて管理するものとする。
 - 1. 全部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「部門共通リスク」という。）
 - 2. 特定部門で発生する可能性のあるリスク（以下、「特定部門リスク」という。）
 なお、本項においては部門共通リスクの管理について規定する。
- ② 取締役会においてリスク管理担当取締役を選任し、その責任の下に、当社の全従業員を対象として、以下の部門共通リスクの洗い出しを行うものとする。
 - 1. 緊急度の高いもの。
 - 2. コンプライアンスに関するもの。
 - 3. 当社の守秘義務に関するもの。
 - 4. 資産の保全と会計に関するもの。
 - 5. 業務の遂行に係る諸規定及びマニュアル等の整備に関するもの。

6. 職場環境と労務管理に関するもの。
7. その他必要と認めるもの。
- ③ 担当取締役は、前項の調査に基づき、いずれかの部門共通リスクについて、完全に排除できる対策があると判断したときは、遅滞なく社長に報告し、善後策を協議するものとする。
- ④ 担当取締役は、未解決のリスクについて分類整理し、これらに対応するための基本方針をまとめ、これを「オペレーション・リスクの発生防止に関する規定」（以下、本項において「規定」という。）として取締役会に提出し、その承認を受けるものとする。承認された規定は、社長方針書として全従業員に示達し、その周知徹底を図るものとする。
- ⑤ 担当取締役は、重要なリスクが顕在化したときは、直ちに規定に基づき、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- ⑥ 担当取締役は、前項の措置を完了してから1か月以内に、そのリスクの真因を確かめ、再発防止策を策定し、2か月以内に取締役会に報告し、規定の改訂を実施するものとする。
- ⑦ すべての部門長は、規定に基づき、毎日或いは定期的に、担当部門における規定の遵守状況を確認し、担当取締役に報告するものとする。
- ⑧ 担当取締役は、これまでに認識されなかった重要な部門共通リスクを発見した者及び顕在化したリスクに関して有効な再発防止策を提案した者に対しては、特別表彰金の支給を社長に申請するものとする。
- (2-2-2) 特定部門で発生する可能性のあるオペレーション・リスクの管理に関する規定
- ① 特定部門リスクは、特定部門に固有なオペレーション・リスクを管理する必要がある場合及び全部門に共通するリスクではあるが、その管理には高度かつ専門的な知識を必要とする場合があり、これに関係する部門が複数の場合は以下の委員会（新設するものを含む。）が、単独部門の場合は当該部門が担当するものとする。
1. システム開発研究所業務改善委員会
 2. 自治体システム開発運用部門業務改善委員会
 3. 統合情報センター業務改善委員会
 4. SCGサービスセンター業務改善委員会
 5. 自治体営業部門業務改善委員会
 6. サプライ事業部業務改善委員会
 7. 東京本社業務改善委員会
 8. 人事給与制度改善委員会
 9. リスク管理委員会
 10. その他取締役会が新設すべきと決定した委員会
- ② 前項の委員会は、社長又は部門担当取締役の補佐機関とし、委員長は業務執行役員とし、委員は定員を定め、取締役会において決定するものとする。また、委員会の答申事項は担当取締役又は委員長が取締役会に出席して報告し、かつ必要な事項については取締役会の審議を求めることができるものとする。
- ③ 委員会及び特定の単独部門における特定部門リスクの管理は、(2-2-1)に定める部門共通リスクの管理に準じて行うものとする。なお、特定部門リスクの洗い出しに関しては、委員会が行い、その結果を取締役会に報告するものとする。
- (2-2-3) ハザード・リスクその他の管理に関する規定
- ① 大規模な地震、水害、火災などの災害の発生、長期間にわたる停電、断水、通信回線の途絶等、会社に著しい損害を及ぼす事態が発生した場合は、速やかに社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、顧客・従業員とその家族・株主・取引先等並びに外部報道機関との情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えるものとする。
- ② 法令等に抵触する虞のある事案が発生したときは、法務担当取締役の責任の下、経営管理本部を統括部署として、その対応を図るものとする。なお、法令遵守義務に係る重要事項については、法律顧問である社外の弁護士との間で協議を行うものとする。
- (3) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第3号関連)
- ① 取締役会は、定例取締役会を原則として毎月10日に開催するほか、必要に応じて随時に開催する。また、計算書類の開示及び株主総会に関連して開催される取締役会は、6か月以上前に日時を予定して開催される。
- ② 毎期、年度末の取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から当社の経営理念に照らして策定された次年度の「経営方針」及び次年度を開始年度とする向こう3か年の「中期経営計画」が提出され、その戦略的合理性について審議する。
- ③ 毎期、新年度の第2月に開催される取締役会においては、取締役会規定に基づいて、社長から新年度の全社並びに部門別の「目標損益計算書」及び「資金計画書」並びに取締役の「職務分掌表」及び「戦略目標」に係る案が提出され、その実行可能性について審議する。

- ④ 毎月の定例取締役会においては、前月末までの全社並びに部門別の「目標損益計算書」と「実績損益計算書」とが報告され、目標と実績との差異を分析し、年度目標の売上高と経常利益とを達成するための次の打ち手について協議する。
- ⑤ 社長は、日常の職務執行に際して、直属の部門担当取締役が企画する個別の案件について詳細に点検し、当年度の経営方針に照らして、その企画が最大の成果を生むように調整し、かつ取締役会で承認された範囲内で社長戦略予備費の支出を承認する。
- ⑥ 部門担当取締役は、日常の職務執行に際して、直属の業務執行役員及び管理職者が、当年度の経営方針と部門の戦略目標を正しく認識し、これを達成するためにP D C Aを徹底するように指導し、常に部門全体の業績の進捗を確認しながら、年度目標の売上高と経常利益を達成するよう努力しなければならない。
- ⑦ 部門担当取締役は、担当する部門の経営において、冗費を節約し、業務の品質と生産性を向上させるとともに、職場の整理整頓に努め、すべての従業員が安全かつ快適で、面白さとやりがいを感じられるような職場環境を実現するように、指導力を発揮しなければならない。
- (4) 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第4号関連)
- ① 従業員による法令等の遵守を徹底するため、社長に直属する内部監査部において、監査役及び社外の顧問弁護士の指導に基づき、「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」の原案を作成するとともに、その内容について取締役会の承認を得てのち、社長方針書としてすべての従業員に配布する。
- ② 内部監査部の企画に基づき、当社のすべての従業員に対して、前項の「コンプライアンス規定」及び「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を定期的実施し、その理解の徹底を図る。
- ③ 内部監査部が社内部門を内部監査するときは、必ず、被監査部門に所属する従業員の「コンプライアンス規定」の認知度及び「コンプライアンス・マニュアル」の運用状況を確認するとともに、その「内部監査結果報告書」を監査終了後1週間以内に社長に提出する。
- ④ 部門担当取締役は、「コンプライアンス規定」に従い、担当部門にコンプライアンス責任者を置き、部門の従業員に対して適時適切に「コンプライアンス・マニュアル」に関する教育研修を実施するものとする。
- ⑤ 顧客情報及び社外秘情報等の社外漏洩を防止するため、社内パソコンから社外に発信する電子メールの電文及び添付ファイルのすべてについて、一定期間保存することを検討する。
- ⑥ 万一、当社の従業員が法令等に違反した場合に備えて、その事実及び関連情報を、内部監査部或いは最初にその情報を認知した従業員等から、社長又は法務担当取締役に緊急通報する体制を構築する。
- (5) 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
(会社法施行規則第100条第1項第5号関連)
- ① 当社は、四半期ごとに、子会社及び関連会社（以下、「子会社等」という。）のリスク情報の有無を監査するために、子会社等との間で、内部監査契約を締結するとともに、経営管理本部の長を責任者とするグループ監査室を設置する。
- ② グループ監査室は、子会社等に重大な損失の危険が発生したことを確認した場合は、直ちにその原因となったリスクの内容、予想される損失の程度及び当社に対する影響等について、社長及び経営管理本部並びに関係部門の長に報告される体制を構築する。
- ③ 当社と子会社等との間における不適切な取引（会社経費による個人的接待を含む。）又は会計処理を防止するため、グループ監査室は、定期的に子会社等の内部監査担当部門と十分な情報交換を行う。
- ④ 当社の子会社等については、取締役又は次長職以上の従業員を社外取締役として派遣し、当社の経営方針と要望事項を文書により子会社等の取締役会に伝えるとともに、毎月、子会社等の社長から、最新の業績及び今後の業績の見通し並びにリスク管理に関する報告書の提出を求める。
- (6) 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第1号関連)
- ① 監査役の職務を補助すべき部門として新たに監査役室を設置し、専任の従業員を1名以上配置することとする。
- ② 前項の具体的な内容については、監査役の意見を尊重し、人事担当取締役その他の関係者の意見も十分に考慮して決定する。
- (7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
(会社法施行規則第100条第3項第2号関連)
- ① 監査役の職務を補助すべき従業員の任命及び異動については、監査役会と協議する。
- ② 監査役室に勤務する従業員は、当社の業務執行に係る役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で職務を遂行し、その評価については監査役の意見に従うものとする。
- (8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
(会社法施行規則第100条第3項第3号関連)

5. 株式会社の支配に関する基本方針に関する事項

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外取締役及び社外監査役との間で、社外取締役及び社外監査役の同法第423条第1項に定める責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結しております。

Ⅲ. 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。

区分	氏名	役割及び機能並びに選任状況に関する考え方
取締役	齋藤保幸	<p>税理士法人トップの代表社員に就任されており、会計事務所の経営に関する豊富な経験と高い見識を当社の会計事務所事業の経営に活かしていただくと共に、取締役会の透明性を高めるため独立した立場で監督機能の強化を図る観点から、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、妥当性を確保するための発言をいただけるものとして選任しております。</p> <p>また、税理士法人トップは、当社との取引はありますが、他の第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。</p>
監査役	高島良樹	<p>弁護士をされており、当社取締役の業務執行について法律的観点からコンプライアンスに係る監査並びにアドバイスをいただけるものと判断し、選任しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。</p>
監査役	永田智彦	<p>取締役会の透明性を高め、監督機能の強化を図る観点、またコンプライアンス(遵法義務)及び取締役会における決議が法令等に違反する虞があるかどうかの観点から、意見をいただくなど、取締役会の意思決定、決議に関する適法性、適正性、妥当性等を確保するための発言・助言・提言を期待しております。</p> <p>また、永田智彦氏及び同氏が代表取締役に就任している株式会社永田ビジネスサポートは、当社との取引はありますが、他の第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っているため、同氏と一般株主との間に利益相反が生じる虞はないため、独立性は確保されているものと判断しております。</p> <p>なお、同氏と当社との間には特別の利害関係等はありません。</p>

当社の社外取締役及び社外監査役の独立性に関する基準は、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役会が、当社における社外取締役または社外監査役（以下、「社外役員」という。）が独立性を有すると認定するには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当することなく、当社の経営陣から独立した中立の存在でなければならない（以下、独立性を有する社外役員を「独立役員」という。）
 - (1) 当社および当社の関係会社（以下、「当社グループ」という。）の業務執行者
 - (2) 当社グループの主要な取引先またはその業務執行者
 - (3) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
 - (4) 当社グループが大口出資者（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
 - (5) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合には、当該団体に所属するものをいう。）
 - (6) 当社の会計監査を行う監査法人に所属する者及び当社の税務監査を行う税理士または税理士法人に所属する者
 - (7) 過去3年間において、上記（1）から（6）までに該当していた者
 - (8) 下記に掲げる者の近親者
 - ①上記（2）から（6）までに掲げる者（ただし、（2）から（4）までの「業務執行者」においては重要な業務執行者、（5）の「団体に所属する者」においては重要な業務執行者及びその団体が監査法人や税理士法人並びに法律事務所等の会計や法律の専門家団体の場合は公認会計士、税理士、弁護士等の専門的な資格を有する者、並びに（6）の「監査法人に所属する者」または「税理士法人に所属する者」においては重要な業務執行者及び公認会計士、税理士等の専門的な資格を有する者に限る。）

- ②当社グループの重要な業務執行者
 - ③過去3年間において、上記②に該当していた者
2. 前項に定める要件のほか、独立役員は、独立した社外役員としての職務を果たせないと合理的に判断される事情を有してはならない。
3. 独立役員は、本基準に定める独立性を退任まで維持するように務め、本基準に定める独立性を有しないことになった場合には、直ちに当社に告知するものとする。

注1：社外取締役とは、会社法第2条第15号に定める社外取締役をいう。

「社外取締役 株式会社の取締役であって、当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役（株式会社の第三百六十三条第一項各号に掲げる取締役及び当該株式会社の業務を執行したその他の取締役をいう。以下同じ。）若しくは執行役又は支配人その他の使用人でなく、かつ、過去に当該株式会社又はその子会社の業務執行取締役若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。」

注2：社外監査役とは、会社法第2条第16号に定める社外監査役をいう。

「社外監査役 株式会社の監査役であって、過去に当該株式会社又はその子会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）若しくは執行役又は支配人その他の使用人となつたことがないものをいう。」

注3：業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く）、会社法第418条に定める執行役（以下、執行役という。）、執行役員及び使用人等の業務を執行する者をいう。

注4：当社グループを主要な取引先とする者とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- ①当社グループに対して製品またはサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先が属する連結グループに属する会社をいう。以下同じ。）であって、直前事業年度における当社グループへの当該取引先グループの取引額が1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ②当社グループが負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループの当該取引先グループへの全負債額が1億円または当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高いほうの額を超える者

注5：当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者とする。

- ①当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直前事業年度における当社グループの当該取引先グループへの取引額が1億円または当該取引先グループの連結売上高の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ②当社グループに対して負債を負っている取引先グループであって、直前事業年度末における当社グループへの当該取引先グループの全負債額が1億円または当該取引先グループの連結総資産の2%のいずれか高いほうの額を超える者
- ③当社グループが借入をしている金融機関グループ（直接の借入先が属する連結グループに属する会社をいう。）であって、直前事業年度における当社グループの当該金融機関グループからの全借入金額が当社グループの連結総資産の2%を超える者

注6：当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ている公認会計士、税理士等の会計専門家、弁護士等の法律専門家とは、当社グループから、役員報酬以外に直前事業年度において1,000万円またはその者の売上高若しくは総収入金額の2%のいずれか高い方の額を超える財産を得ている者をいう。

注7：近親者とは、2親等以内の親族及び生計を一にする利害関係者をいう。

注8：重要な業務執行者とは、取締役（社外取締役を除く。）、執行役、執行役員及び部門責任者等の重要な業務を執行する者をいう。

注9：上記の「事業年度」は、個人の場合には所得税の計算の対象となる年度と読み替える。

IV. 会計監査の状況

1. 名称

会計監査人

新日本有限責任監査法人

公認会計士 上林三子雄氏

公認会計士 毛利篤雄氏

公認会計士 善方正義氏

監査業務に係る補助者の人数

公認会計士 11名

その他 9名

2. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障ある場合等その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任に係る議案を株主総会に上程することといたします。

3. 会計監査人の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

V. その他

1. 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨定款に定めております。

2. 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨、及び選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

また、解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

3. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の遂行にあたり責任を合理的な範囲にとどめるため、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。

4. 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年3月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨定款に定めております。

5. 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、資本効率の向上や株主利益の向上などの資本政策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

6. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会における特別決議を機動的に行うことを目的とするものであります。

VI. 役員報酬等

1. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)				対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	ストック オプション	役員賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	301	273	27	—	—	11
監査役 (社外監査役を除く。)	38	36	2	—	—	2
社外役員	36	36	—	—	—	4

2. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役の報酬は、「定額報酬」と「業績連動報酬」の2種で構成しています。うち、定額報酬は、毎年1月に前事業年度における全社の業績達成度合い並びに当事業年度における全社の業績目標等を勘案し、また業績連動報酬は、前事業年度における全社の業績達成度合い及び各取締役の前事業年度における担当部門別の業績目標達成度合いを総合的に勘案して、代表取締役会議により原案を策定し、取締役会の決議により決定しております。また、監査役報酬は、「定額報酬」となっており、監査役の協議により決定しております。

VII. 株式の保有状況

1. 投資株式のうち保有目的が純投資目的以外の目的であるものの銘柄数及び貸借対照表計上額の合計額

14銘柄 3,287百万円

2. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
前事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱T&Dホールディングス	890,000	1,311	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	822	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	85	企業間取引関係の維持・強化
㈱日本製紙グループ本社	17,000	35	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	5	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	4	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	3	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	2	企業間取引関係の維持・強化

当事業年度

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱T&Dホールディングス (注)	1,780,000	1,504	企業間取引関係の維持・強化
㈱三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	849	企業間取引関係の維持・強化
㈱常陽銀行	235,321	89	企業間取引関係の維持・強化
㈱日本製紙グループ本社	17,000	15	企業間取引関係の維持・強化
東洋証券㈱	51,000	6	企業間取引関係の維持・強化
水戸証券㈱	31,460	4	企業間取引関係の維持・強化
富士通㈱	11,880	3	企業間取引関係の維持・強化
東海東京フィナンシャル・ホールディングス㈱	9,187	2	企業間取引関係の維持・強化

(注) ㈱T&Dホールディングスの株式は、平成23年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき2株の割合での株式分割を実施しております。

3. 保有目的が純投資目的である投資株式の前事業年度及び当事業年度における貸借対照表計上額の合計額並びに当事業年度における受取配当金、売却損益及び評価損益の合計額

区分	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)			
	貸借対照表計上額の合計額	貸借対照表計上額の合計額	受取配当金の合計額	売却損益の合計額	評価損益の合計額
非上場株式	75	—	—	△35	—

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	46	13	44	9
連結子会社	—	—	—	0
計	46	13	44	10

② 【その他重要な報酬の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

（前連結会計年度及び当連結会計年度）

当社は、当社の監査公認会計士等に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である監査基準委員会報告書第18号「委託業務に係る統制リスクの評価（日本公認会計士協会 最終修正 平成16年3月17日）」に準拠して、当社のASPサービス業務に係る内部統制に関する保証業務の対価等を支払っております。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、監査日数等を勘案し、協議の上で決定しております。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の連結財務諸表及び事業年度（平成23年10月1日から平成24年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	19,083	22,614
受取手形及び売掛金	5,872	5,916
リース投資資産	33	19
商品及び製品	386	318
仕掛品	107	52
原材料及び貯蔵品	116	136
繰延税金資産	2,310	2,245
その他	446	393
貸倒引当金	△67	△51
流動資産合計	28,291	31,645
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	6,432	6,156
機械装置及び運搬具（純額）	627	503
工具、器具及び備品（純額）	1,825	1,312
土地	6,415	6,385
リース資産（純額）	11	68
有形固定資産合計	※1 15,312	※1 14,426
無形固定資産		
ソフトウェア	1,126	976
ソフトウェア仮勘定	59	153
その他	72	58
無形固定資産合計	1,258	1,188
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 3,768	※2 4,276
長期貸付金	48	41
繰延税金資産	3,589	3,285
長期預金	13,200	13,200
差入保証金	1,369	1,373
長期リース投資資産	24	4
その他	176	162
貸倒引当金	—	△13
投資その他の資産合計	22,175	22,329
固定資産合計	38,746	37,943
資産合計	67,037	69,588

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	3,125	2,782
短期借入金	40	20
1年内返済予定の長期借入金	—	25
リース債務	40	35
未払金	3,178	3,133
未払法人税等	1,063	1,644
未払消費税等	355	274
賞与引当金	2,529	2,494
その他	457	761
流動負債合計	10,791	11,171
固定負債		
長期借入金	—	15
リース債務	27	60
退職給付引当金	3,385	3,526
その他	886	856
固定負債合計	4,300	4,459
負債合計	15,091	15,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金	5,409	5,409
利益剰余金	40,522	42,460
自己株式	△38	△143
株主資本合計	51,592	53,426
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	△887	△783
その他の包括利益累計額合計	△887	△783
新株予約権	—	30
少数株主持分	1,240	1,284
純資産合計	51,945	53,958
負債純資産合計	67,037	69,588

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
売上高	53,635	53,387
売上原価	21,513	19,902
売上総利益	32,121	33,485
販売費及び一般管理費	※1, ※2 26,905	※1, ※2 27,262
営業利益	5,215	6,222
営業外収益		
受取利息	50	33
受取配当金	87	97
受取地代家賃	36	35
持分法による投資利益	19	13
その他	18	47
営業外収益合計	212	227
営業外費用		
支払利息	5	3
貸倒引当金繰入額	—	13
その他	0	1
営業外費用合計	5	19
経常利益	5,421	6,431
特別利益		
段階取得に係る差益	—	7
特別利益合計	—	7
特別損失		
固定資産売却損	※3 1	※3 0
固定資産除却損	※4 38	※4 29
減損損失	—	※5 44
投資有価証券売却損	—	35
投資有価証券評価損	※6 2	※6 63
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	—
特別損失合計	250	173
税金等調整前当期純利益	5,171	6,265
法人税、住民税及び事業税	2,518	2,889
法人税等調整額	△342	249
法人税等合計	2,176	3,139
少数株主損益調整前当期純利益	2,995	3,126
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△5	13
当期純利益	3,000	3,112

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
少数株主損益調整前当期純利益	2,995	3,126
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△288	106
持分法適用会社に対する持分相当額	△0	0
その他の包括利益合計	△288	※1 106
包括利益	2,706	3,232
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	2,710	3,216
少数株主に係る包括利益	△4	16

③【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,700	5,700
当期末残高	5,700	5,700
資本剰余金		
当期首残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
利益剰余金		
当期首残高	38,697	40,522
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	3,000	3,112
当期変動額合計	1,825	1,938
当期末残高	40,522	42,460
自己株式		
当期首残高	△37	△38
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△104
当期変動額合計	△0	△104
当期末残高	△38	△143
株主資本合計		
当期首残高	49,768	51,592
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	3,000	3,112
自己株式の取得	△0	△104
当期変動額合計	1,824	1,833
当期末残高	51,592	53,426
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△597	△887
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△289	103
当期変動額合計	△289	103
当期末残高	△887	△783
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△597	△887
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△289	103
当期変動額合計	△289	103

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
当期末残高	△887	△783
新株予約権		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	30
当期変動額合計	—	30
当期末残高	—	30
少数株主持分		
当期首残高	1,247	1,240
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△7	43
当期変動額合計	△7	43
当期末残高	1,240	1,284
純資産合計		
当期首残高	50,418	51,945
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	3,000	3,112
自己株式の取得	△0	△104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△296	178
当期変動額合計	1,527	2,012
当期末残高	51,945	53,958

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	5,171	6,265
減価償却費	2,657	2,404
のれん償却額	—	23
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	22	△1
賞与引当金の増減額 (△は減少)	99	△48
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	116	141
受取利息及び受取配当金	△138	△131
支払利息	5	3
持分法による投資損益 (△は益)	△19	△13
固定資産売却損益 (△は益)	1	0
固定資産除却損	38	29
段階取得に係る差損益 (△は益)	—	△7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	208	—
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	35
投資有価証券評価損益 (△は益)	2	63
減損損失	—	44
株式報酬費用	—	30
売上債権の増減額 (△は増加)	454	169
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△107	112
その他の資産の増減額 (△は増加)	△70	△21
仕入債務の増減額 (△は減少)	△340	△259
その他の負債の増減額 (△は減少)	△270	308
未払消費税等の増減額 (△は減少)	319	△85
その他	4	9
小計	8,152	9,073
利息及び配当金の受取額	139	137
利息の支払額	△5	△3
法人税等の支払額	△3,049	△2,317
営業活動によるキャッシュ・フロー	5,236	6,889

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△8,700	△8,100
定期預金の払戻による収入	7,900	7,500
有形固定資産の取得による支出	△1,776	△972
有形固定資産の売却による収入	0	4
無形固定資産の取得による支出	△664	△673
投資有価証券の取得による支出	△0	△801
投資有価証券の売却による収入	—	40
投資有価証券の償還による収入	—	300
差入保証金の差入による支出	△19	△9
差入保証金の回収による収入	13	19
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	—	39
貸付けによる支出	△50	—
貸付金の回収による収入	—	3
その他の支出	△0	△3
その他の収入	3	19
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,293	△2,634
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	△8	△20
長期借入金の返済による支出	—	△6
リース債務の返済による支出	△23	△18
自己株式の取得による支出	△0	△105
配当金の支払額	△1,176	△1,174
少数株主への配当金の支払額	△2	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△1,211	△1,324
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	731	2,930
現金及び現金同等物の期首残高	11,352	12,083
現金及び現金同等物の期末残高	※1 12,083	※1 15,014

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社（3社）

東京ラインプリンタ印刷株式会社
TKC保安サービス株式会社
株式会社スカイコム

子会社は全て連結の範囲に含めております。

なお、当連結会計年度より、持分法適用関連会社であった株式会社スカイコムは、株式を追加取得したことにより持分が増加し、子会社に該当することとなったため、連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社（1社）

株式会社TKC出版

なお、当連結会計年度より、株式会社スカイコムは、株式を追加取得したことにより持分が増加し、連結子会社となったため、同社を持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、すべて連結決算日と一致しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

1) その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品

進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3) 仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物及び構築物	10年～50年
機械装置及び運搬具	4年～10年
工具、器具及び備品	2年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

1) ソフトウェア

a. 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

b. 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。

- 2) その他
定額法を採用しております。
- ③ リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- ③ 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。
数理計算上の差異は、その発生連結会計年度の費用として処理しております。
- (4) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準
- ① 当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）
- ② その他のプロジェクト
工事完成基準
- (5) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
連結キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）の範囲は、
- ① 手許現金
- ② 随時引き出し可能な預金
- ③ 容易に換金可能であり、かつ、価値変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資
からなっております。
- (6) その他連結財務諸表作成のための重要な事項
- ① 消費税及び地方消費税の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。
- ② 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

【未適用の会計基準等】

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日）

(1) 概要

財務報告を改善する観点及び国際的な動向を踏まえ、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充を中心に改正されたものであります。

(2) 適用予定日

平成25年10月1日以後開始する連結会計年度の期末から適用を予定しております。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用が連結財務諸表に与える影響につきましては、現在評価中であります。

【追加情報】

（会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用）

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
	19,379百万円	20,230百万円

※2. 関連会社に対するものは次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
投資有価証券(株式)	202百万円	119百万円

(連結損益計算書関係)

※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
給与	8,618百万円	8,811百万円
賞与引当金繰入額	2,141	2,172
退職給付費用	517	505
貸倒引当金繰入額	22	—
減価償却費	652	643
賃借料	2,081	2,068
研究開発費	580	469

※2. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
	580百万円	469百万円

※3. 固定資産売却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円

※4. 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
建物及び構築物	3百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	0	0
工具、器具及び備品	32	27
その他	2	0
計	38	29

※5. 減損損失

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県福島市	遊休資産	土地	10
栃木県那須郡那須町	遊休資産	土地	3
東京都江戸川区	遊休資産	土地	12
神奈川県足柄下郡箱根町	遊休資産	土地	3
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	14

当社グループは、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（44百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

※6. 投資有価証券評価損

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）及び当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。

(連結包括利益計算書関係)

当連結会計年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

その他有価証券評価差額金:

当期発生額	213百万円
組替調整額	19
税効果調整前	233
税効果額	△127
その他有価証券評価差額金	106

持分法適用会社に対する持分相当額:

当期発生額	0
その他の包括利益合計	106

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末株 式数(千株)
発行済株式				
普通株式	26,731	—	—	26,731
合計	26,731	—	—	26,731
自己株式				
普通株式(注)	20	0	—	20
合計	20	0	—	20

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

2. 配当金に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成22年9月30日	平成22年12月24日
平成23年5月10日 取締役会	普通株式	587	22	平成23年3月31日	平成23年6月20日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	利益剰余金	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（千株）	当連結会計年度増加 株式数（千株）	当連結会計年度減少 株式数（千株）	当連結会計年度末株 式数（千株）
発行済株式				
普通株式	26,731	—	—	26,731
合計	26,731	—	—	26,731
自己株式				
普通株式（注）	20	60	—	80
合計	20	60	—	80

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加60千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加60千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （百万円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプションとして の新株予約権	—	—	—	—	—	30
合計		—	—	—	—	—	30

3. 配当金に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
平成23年12月22日 定時株主総会	普通株式	587	22	平成23年9月30日	平成23年12月26日
平成24年5月10日 取締役会	普通株式	586	22	平成24年3月31日	平成24年6月18日

（2）基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成24年12月21日 定時株主総会	普通株式	586	利益剰余金	22	平成24年9月30日	平成24年12月25日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）	当連結会計年度 （自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）
現金及び預金勘定	19,083百万円	22,614百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	△7,000	△7,600
現金及び現金同等物	12,083	15,014

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引 (借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として情報処理に係るコンピュータ及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計処理基準に関する事項 (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
1年内	129	120
1年超	109	146
合計	239	266

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で連結貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
流動資産	33	19
投資その他の資産	24	4

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
流動負債	33	19
固定負債	24	4

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金（コーラブル預金）が含まれております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度（平成23年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	19,083	19,083	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,872		
貸倒引当金	△67		
	5,805	5,805	—
(3) 投資有価証券	2,629	2,629	—
(4) 長期預金	13,200	13,180	△19
資産計	40,719	40,699	△19
(1) 買掛金	3,125	3,125	—
(2) 未払金	3,178	3,178	—
負債計	6,304	6,304	—

当連結会計年度（平成24年9月30日）

	連結貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	22,614	22,614	—
(2) 受取手形及び売掛金	5,916		
貸倒引当金	△51		
	5,864	5,864	—
(3) 投資有価証券	3,344	3,344	—
(4) 長期預金	13,200	13,196	△3
資産計	45,023	45,020	△3
(1) 買掛金	2,782	2,782	—
(2) 未払金	3,133	3,133	—
負債計	5,915	5,915	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 （平成23年9月30日）	当連結会計年度 （平成24年9月30日）
その他有価証券（非上場株式）	935	811
関係会社株式	202	119
合計	1,138	931

これらについては、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」に含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（平成23年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	19,080	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,872	—	—	—
投資有価証券				
社債	—	—	300	—
長期預金	—	12,300	900	—
合計	24,953	12,300	1,200	—

当連結会計年度（平成24年9月30日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	22,611	—	—	—
受取手形及び売掛金	5,916	—	—	—
投資有価証券				
(1) 国債・地方債等	—	300	—	—
(2) 社債	—	—	500	—
長期預金	—	13,200	—	—
合計	28,527	13,500	500	—

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度 (平成23年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14	11	2
	(2) 債券 社債	305	300	5
	小計	320	311	8
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,633	3,648	△1,015
合計		2,953	3,960	△1,007

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 935百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度 (平成24年9月30日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	23	12	10
	(2) 債券 社債	500	500	0
	小計	523	512	11
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	2,520	3,628	△1,107
	(2) 債券 国債・地方債等	300	300	△0
	小計	2,820	3,928	△1,107
合計		3,344	4,441	△1,096

(注) 非上場株式 (連結貸借対照表計上額 811百万円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	40	—	35

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、投資有価証券について2百万円 (その他有価証券の株式2百万円) 減損処理を行っております。また、当連結会計年度において、投資有価証券について63百万円 (その他有価証券の株式63百万円) 減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当事項はありません。
2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

提出会社および連結子会社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度および厚生年金基金制度を設けております。

当連結会計年度末現在、提出会社および連結子会社2社が退職一時金制度を有しております。また提出会社は、総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に加入しております。さらに、提出会社および連結子会社2社が確定拠出年金制度を有しております。

なお、要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
年金資産の額(百万円)	435,835	464,030
年金財政計算上の給付債務の額(百万円)	491,116	515,392
差引額(百万円)	△55,281	△51,362

(2) 制度全体に占める提出会社の掛金拠出割合

前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
1.37%	1.40%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、運用損の発生によるものであります。

なお、上記(2)の割合は提出会社の実際の負担割合とは一致しません。

2. 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
イ. 退職給付債務(百万円)	△3,385	△3,526
ロ. 年金資産(百万円)(注)	—	—
ハ. 未積立退職給付債務(イ)+(ロ)(百万円)	△3,385	△3,526
ニ. 未認識数理計算上の差異(百万円)	—	—
ホ. 未認識過去勤務債務(債務の減額)(百万円)	—	—
ヘ. 連結貸借対照表計上額純額(ハ)+(ニ)+(ホ)(百万円)	△3,385	△3,526
ト. 前払年金費用(百万円)	—	—
チ. 退職給付引当金(ヘ)-(ト)(百万円)	△3,385	△3,526

(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金については、提出会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、退職給付引当金の計算に含めておりません。

3. 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
イ. 勤務費用 (百万円)	304	309
ロ. 利息費用 (百万円)	49	50
ハ. 期待運用収益 (減算) (百万円)	—	—
ニ. 数理計算上の差異の費用処理額 (百万円)	38	15
ホ. 過去勤務債務の費用処理額 (百万円)	—	—
ヘ. 確定拠出年金制度への掛金要支払額 (百万円)	214	216
ト. 確定拠出年金制度への移行に伴う損益 (百万円)	—	—
チ. 退職給付費用 (百万円) (イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ+ト)	606	593

(注) 総合設立型基金である全国情報サービス産業厚生年金基金に対する掛金は、勤務費用に含めております。

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1.5%	1.5%

(3) 数理計算上の差異の処理年数

発生した連結会計年度において費用処理しています。

(ストックオプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
販売費及び一般管理費	—	30

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役（社外取締役を除く） 9名 当社監査役（社外監査役を除く） 2名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 27,000株
付与日	平成24年3月12日
権利確定条件	付されておりません。
対象勤務期間	定めはありません。
権利行使期間	自 平成24年3月13日 至 平成59年3月12日

（注）株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（平成24年9月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	—
付与	27,000
失効	—
権利確定	27,000
未確定残	—
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	27,000
権利行使	—
失効	—
未行使残	27,000

②単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格 (円)	1
行使時平均株価 (円)	—
付与日における公正な評価単価 (円)	1,145

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された第1回新株予約権（ストック・オプション）についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

① 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

② 主な基礎数値及び見積方法

	第1回新株予約権（ストック・オプション）
株価変動性（注）1	29.36%
予想残存期間（注）2	15年
予想配当（注）3	44円/株
無リスク利率（注）4	1.489%

（注）1. 15年間（平成9年3月から平成24年3月まで）の株価実績に基づき算定しております。

2. 付与時点における取締役及び監査役の地位を喪失すると予想される日までの期間を基に算定しております。

3. 平成23年9月期の配当実績によっております。

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回りであります。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,296百万円	2,403百万円
賞与引当金	1,022	944
退職給付引当金	1,372	1,262
未払役員退職慰労金	190	169
未払事業税	81	118
投資有価証券評価損	183	53
賞与引当金に対応する法定福利費	148	143
資産除去債務	137	124
減損損失	197	189
その他有価証券評価差額金	441	314
その他	279	198
小計	6,351	5,921
評価性引当額	△405	△351
繰延税金資産合計	5,946	5,569
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	46	39
繰延税金負債合計	46	39
繰延税金資産の純額	5,899	5,530

(注) 前連結会計年度及び当連結会計年度における繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
流動資産－繰延税金資産	2,310百万円	2,245百万円
固定資産－繰延税金資産	3,589	3,285
固定負債－その他	－	△0

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年9月30日)	当連結会計年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
住民税均等割	1.1	0.9
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.9	1.4
評価性引当額の増減	△1.1	△0.9
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	－	7.5
その他	△0.2	0.8
税効果会計適用後の法人税等の負担率	42.1	50.1

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する連結会計年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。この結果、繰延税金資産(繰延税金負債の金額を控除した金額)が511百万円、その他有価証券評価差額金が44百万円それぞれ減少し、法人税等調整額(借方)が466百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度末(平成23年9月30日)及び当連結会計年度末(平成24年9月30日)
資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり経営者が経営資源配分の決定及び業績評価をするために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、事業別に「会計事務所事業」「地方公共団体事業」「印刷事業」の3つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントの主なサービス・商品は次の通りであります。

「会計事務所事業」(会計事務所またはその関与先企業向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売、サプライ用品の販売

「地方公共団体事業」(地方公共団体(市町村等)向け)

情報処理サービス、ソフトウェア及びコンサルティングサービス、オフィス機器の販売

「印刷事業」

コンピュータ用連続伝票、一般事務用伝票、データプリントアウトサービス等

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			計	調整額 (注)1	連結財務諸 表計上額 (注)2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	38,360	11,932	3,341	53,635	—	53,635
セグメント間の内部売上高又は振替高	26	0	1,901	1,928	△1,928	—
計	38,387	11,933	5,243	55,563	△1,928	53,635
セグメント利益	3,776	1,407	24	5,208	7	5,215
セグメント資産	20,791	7,451	4,667	32,910	34,127	67,037
その他の項目						
減価償却費(注)3	1,794	585	277	2,658	△0	2,657
持分法適用会社への投資額	120	—	—	120	81	202
有形固定資産及び無形固定資産の増加額(注)3	1,037	703	187	1,927	△2	1,925

(注)1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去額8百万円及び固定資産の調整額△1百万円等であり。

(2)セグメント資産の調整額34,127百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産34,493百万円及びセグメント間取引消去額△291百万円等であり。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金(現金及び預金)、長期投資資金(投資有価証券)であります。

(3)減価償却費の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。

(4)持分法適用会社への投資額の調整額81百万円は、各報告セグメントに帰属していない持分法適用会社への投資額であります。

(5)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△2百万円は、未実現利益に係るものであります。

2.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

3.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含まれております。

当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			計	調整額 (注) 1	連結財務諸 表計上額 (注) 2
	会計事務所 事業	地方公共団 体事業	印刷事業			
売上高						
外部顧客への売上高	38,122	12,087	3,177	53,387	—	53,387
セグメント間の内部売上高又 は振替高	23	0	1,914	1,938	△1,938	—
計	38,146	12,087	5,092	55,326	△1,938	53,387
セグメント利益	4,545	1,579	90	6,215	7	6,222
セグメント資産	20,651	6,701	4,770	32,122	37,465	69,588
その他の項目						
減価償却費 (注) 3	1,281	885	238	2,405	△1	2,404
のれんの償却額	23	—	—	—	—	23
持分法適用会社への投資額	119	—	—	119	—	119
有形固定資産及び無形固定資 産の増加額 (注) 3	809	499	184	1,493	△0	1,492

(注) 1. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益の調整額7百万円は、セグメント間取引消去額7百万円、棚卸資産の調整額△0百万円等
であります。

(2)セグメント資産の調整額37,465百万円は、各報告セグメントに配分していない全社資産37,866百万円及び
セグメント間取引消去額△327百万円等であります。全社資産の主なものは、親会社の余剰資金（現金及
び預金）、長期投資資金（投資有価証券）であります。

(3)減価償却費の調整額△1百万円は、未実現利益に係るものであります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△0百万円は、未実現利益に係るものであります。

2.セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益との調整を行っております。

3.減価償却費並びに有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、長期前払費用と同費用に係る償却費が含ま
れております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えているため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			計	調整額	連結財務諸表計上額
	会計事務所事業	地方公共団体事業	印刷事業			
減損損失	12	0	1	13	30	44

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

前連結会計年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員 の近親者	飯塚るな子 (当社代表取締役会長飯塚真玄の近親者)	—	—	—	—	建物の賃借	建物の賃借(注2)	98	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人トップ(注3)	静岡県沼津市	6	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注2)	11	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所(注4)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注2)	10	売掛金	1

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

3. 当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。

4. 当社代表取締役副社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

当連結会計年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員	永田智彦	—	—	税理士	(被所有)直接(0.0)	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注2)	13	売掛金	1
役員 の近親者	飯塚るな子 (当社代表取締役会長飯塚真玄の近親者)	—	—	—	—	建物の賃借	建物の賃借(注2)	98	—	—
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	税理士法人トップ(注3)	静岡県沼津市	6	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注2)	13	売掛金	1
	税理士法人大藤会計事務所(注4)	宮城県仙台市宮城野区	9	税理士法人	—	情報処理の受託等	情報処理の受託等(注2)	12	売掛金	0

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等

①賃借料は、不動産業者等に近隣の賃貸ビルの賃借料について調査を依頼し、その調査結果に基づき賃借する価格を決定しております。

②情報処理の受託等の取引条件は、他の取引先と同様であります。

3. 当社取締役齋藤保幸氏の共同設立法人であります。

4. 当社代表取締役社長角一幸氏の近親者の共同設立法人であります。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

該当事項はありません。

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,898.34円	1,975.33円
1株当たり当期純利益金額	112.33円	116.66円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	－円	116.60円

(注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当連結会計年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	3,000	3,112
普通株主に帰属しない金額(百万円)	－	－
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	3,000	3,112
期中平均株式数(千株)	26,710	26,680
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	－	－
普通株式増加数(千株)	－	14
(うち新株予約権(千株))	(－)	(14)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	40	20	1.48	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	25	2.18	—
1年以内に返済予定のリース債務	40	35	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	15	2.18	平成25年10月31日～ 平成27年3月31日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	27	60	—	平成25年10月6日～ 平成29年12月25日
その他有利子負債 割賦購入未払金	137	88	2.64	平成24年10月5日～ 平成27年2月6日
計	244	245	—	—

(注) 1. 平均利率については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金、リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）及びその他有利子負債（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年以内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	14	0	—	—
リース債務	15	15	14	12
その他有利子負債	24	8	—	—

【資産除去債務明細表】

資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	11,346	26,084	40,288	53,387
税金等調整前四半期(当期) 純利益金額(百万円)	674	2,904	5,795	6,265
四半期(当期)純利益金額 (百万円)	68	1,376	2,939	3,112
1株当たり四半期(当期)純 利益金額(円)	2.54	51.55	110.14	116.66

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額 (円)	2.54	49.01	58.63	6.48

2 【財務諸表等】
 (1) 【財務諸表】
 ① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,426	20,545
売掛金	5,190	5,100
リース投資資産	33	19
商品	235	155
仕掛品	65	16
原材料及び貯蔵品	91	107
前渡金	173	99
前払費用	195	185
繰延税金資産	2,196	2,171
未収入金	30	25
その他	33	64
貸倒引当金	△64	△50
流動資産合計	25,609	28,440
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,114	5,837
構築物（純額）	149	146
車両運搬具（純額）	12	7
工具、器具及び備品（純額）	1,810	1,299
土地	6,192	6,162
リース資産（純額）	7	1
有形固定資産合計	※1 14,287	※1 13,454
無形固定資産		
ソフトウェア	1,125	899
ソフトウェア仮勘定	59	153
電話加入権	67	54
その他	0	0
無形固定資産合計	1,253	1,108
投資その他の資産		
投資有価証券	3,507	4,088
関係会社株式	172	349
出資金	100	100
長期貸付金	48	36
長期前払費用	44	34
繰延税金資産	3,419	3,135
長期預金	12,700	12,700
差入保証金	1,326	1,317
長期リース投資資産	24	4
その他	9	9
貸倒引当金	—	△13
投資その他の資産合計	21,353	21,761
固定資産合計	36,893	36,324
資産合計	62,503	64,765

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※2 3,000	※2 2,685
リース債務	39	21
未払金	※2 1,660	※2 1,846
未払法人税等	1,060	1,641
未払事業所税	49	49
未払消費税等	345	256
前受金	171	226
預り金	277	397
賞与引当金	2,448	2,366
設備関係未払金	508	256
流動負債合計	9,562	9,747
固定負債		
リース債務	25	4
退職給付引当金	3,023	3,150
その他	742	751
固定負債合計	3,791	3,906
負債合計	13,354	13,653
純資産の部		
株主資本		
資本金	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金	5,409	5,409
資本剰余金合計	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金	688	688
その他利益剰余金		
別途積立金	35,657	37,657
繰越利益剰余金	2,613	2,549
利益剰余金合計	38,959	40,895
自己株式	△35	△140
株主資本合計	50,032	51,864
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△883	△783
評価・換算差額等合計	△883	△783
新株予約権	—	30
純資産合計	49,149	51,112
負債純資産合計	62,503	64,765

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
営業収入		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス収入	37,736	38,371
オフィス機器及びサプライ売上高	9,066	8,189
事務代行及び仲介サービス収入	※1 3,510	※1 3,521
営業収入合計	50,314	50,082
営業原価		
情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価	11,985	11,204
オフィス機器及びサプライ売上原価	7,200	6,543
営業原価合計	19,186	17,747
営業総利益	31,127	32,335
販売費及び一般管理費	※2, ※3 25,946	※2, ※3 26,189
営業利益	5,181	6,146
営業外収益		
受取利息	43	26
有価証券利息	6	6
受取配当金	88	103
受取地代家賃	41	41
その他	19	43
営業外収益合計	199	221
営業外費用		
貸倒引当金繰入額	—	13
その他	0	1
営業外費用合計	0	15
経常利益	5,380	6,352
特別利益		
抱合せ株式消滅差益	0	—
特別利益合計	0	—
特別損失		
固定資産除却損	※4 37	※4 28
減損損失	—	※5 43
投資有価証券売却損	—	35
投資有価証券評価損	※6 0	※6 63
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	193	—
特別損失合計	231	171
税引前当期純利益	5,149	6,181
法人税、住民税及び事業税	2,512	2,885
法人税等調整額	△354	185
法人税等合計	2,158	3,070
当期純利益	2,990	3,110

【営業原価の明細書】

(イ) 情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価明細書

区分	注記 番号	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		第46期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)				
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)			
I 材料費	※1		2,732	22.8		2,859	25.8	
II 労務費			1,799	15.0		1,687	15.2	
III 経費								
1. 電算機賃借料			606			685		
2. 保守業務委託費			1,587			1,622		
3. 減価償却費			1,256			950		
4. 保守修繕費			500			570		
5. 消耗品費		1,269			1,167			
6. その他		2,248	7,469	62.2	1,547	6,544	59.0	
当期総費用			12,001	100.0		11,090	100.0	
期首仕掛品たな卸高	※2		30			65		
他勘定からの受入高			477			561		
合計			12,509			11,718		
期末仕掛品たな卸高	※3		65			16		
他勘定への振替高			457			497		
当期情報処理・ソフトウェア及びコンサルティングサービス原価				11,985			11,204	

(注) 1. 労務費には、次の引当金繰入額等が含まれております。なお、()内は前期の金額であります。

賞与引当金繰入額 286百万円 (366百万円)

退職給付費用 49百万円 (50百万円)

2. 他勘定からの受入高は、ソフトウェアの償却額を振り替えたものであります。

3. 他勘定への振替高は、ソフトウェアの制作に係る費用をソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に振り替えたものであります。

4. 原価計算の方法は、プロジェクト別の個別原価計算であります。

(ロ) オフィス機器及びサプライ売上原価明細書

区分	注記 番号	第45期 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)		第46期 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)			
		金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)		
I 期首たな卸高			174	2.3		235	3.5
II 当期仕入高			7,261	97.7		6,463	96.5
合計			7,436	100.0		6,698	100.0
III 期末たな卸高			235			155	
当期オフィス機器及びサプライ売上原価			7,200			6,543	

③【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	5,700	5,700
当期末残高	5,700	5,700
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
資本剰余金合計		
当期首残高	5,409	5,409
当期末残高	5,409	5,409
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	688	688
当期末残高	688	688
その他利益剰余金		
プログラム等準備金		
当期首残高	186	—
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	△186	—
当期変動額合計	△186	—
当期末残高	—	—
別途積立金		
当期首残高	33,257	35,657
当期変動額		
別途積立金の積立	2,400	2,000
当期変動額合計	2,400	2,000
当期末残高	35,657	37,657
繰越利益剰余金		
当期首残高	3,011	2,613
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	186	—
別途積立金の積立	△2,400	△2,000
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	2,990	3,110
当期変動額合計	△398	△63
当期末残高	2,613	2,549
利益剰余金合計		
当期首残高	37,143	38,959

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	2,990	3,110
当期変動額合計	1,815	1,936
当期末残高	38,959	40,895
自己株式		
当期首残高	△34	△35
当期変動額		
自己株式の取得	△0	△104
当期変動額合計	△0	△104
当期末残高	△35	△140
株主資本合計		
当期首残高	48,218	50,032
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	2,990	3,110
自己株式の取得	△0	△104
当期変動額合計	1,814	1,831
当期末残高	50,032	51,864
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△592	△883
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△290	100
当期変動額合計	△290	100
当期末残高	△883	△783
評価・換算差額等合計		
当期首残高	△592	△883
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△290	100
当期変動額合計	△290	100
当期末残高	△883	△783
新株予約権		
当期首残高	—	—
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	30
当期変動額合計	—	30
当期末残高	—	30

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
純資産合計		
当期首残高	47,625	49,149
当期変動額		
剰余金の配当	△1,175	△1,174
当期純利益	2,990	3,110
自己株式の取得	△0	△104
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△290	131
当期変動額合計	1,523	1,962
当期末残高	49,149	51,112

【重要な会計方針】

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 商品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(3) 仕掛品

進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

主な耐用年数は次のとおりです。

建物	15年～50年
工具、器具及び備品	2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

① ソフトウェア

1) 市場販売目的のソフトウェア

将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却しております。

2) 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間を5年とする定額法を採用しております。

② その他

定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引にかかるリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生年度の費用として処理しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準

① 当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト

工事進行基準（進捗率の見積りは原価比例法）

② その他のプロジェクト

工事完成基準

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

【追加情報】

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
	14,902百万円	15,525百万円

※2. 関係会社に対する債務

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
買掛金	278百万円	277百万円
未払金	174	224

(損益計算書関係)

※1. 事務代行及び仲介サービス収入に対応する費用

前事業年度(自平成22年10月1日至平成23年9月30日)及び当事業年度(自平成23年10月1日至平成24年9月30日)

事務代行及び仲介サービス収入に対応する費用は、販売費及び一般管理費のみ発生し、営業原価はありません。

※2. 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度54.4%、当事業年度54.3%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度45.6%、当事業年度45.7%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年10月1日 至平成23年9月30日)	当事業年度 (自平成23年10月1日 至平成24年9月30日)
発送配達費	719百万円	721百万円
販売促進費	1,209	1,318
広告宣伝費	967	935
給与	8,050	8,214
賞与	1,803	1,749
賞与引当金繰入額	2,087	2,105
退職給付費用	489	474
福利厚生費	1,766	1,857
旅費交通費	961	1,010
貸倒引当金繰入額	22	—
減価償却費	630	629
賃借料	1,989	1,972
研究開発費	584	457

※3. 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
584百万円	457百万円

※4. 固定資産除却損の内訳は次のとおりであります。

前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)	
建物	3百万円	0百万円
車両運搬具	—	0
工具、器具及び備品	32	27
その他	2	0
計	37	28

※5. 減損損失

当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県福島市	遊休資産	土地	10
栃木県那須郡那須町	遊休資産	土地	3
東京都江戸川区	遊休資産	土地	12
神奈川県足柄下郡箱根町	遊休資産	土地	3
栃木県宇都宮市他	遊休資産	電話加入権	13

当社は、原則として、事業用資産については、管理会計単位を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当事業年度において、事業の用に供していない遊休資産につき、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（43百万円）として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地については固定資産税評価額等に基づき、電話加入権については処分見込価額に基づき評価しております。

※6. 投資有価証券評価損

前事業年度（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）及び当事業年度（自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日）

投資有価証券評価損は、その他有価証券の株式の一部銘柄について、減損処理を適用したことによるものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	18	0	—	18
合計	18	0	—	18

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

当事業年度(自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度増加 株式数(千株)	当事業年度減少 株式数(千株)	当事業年度末株式数 (千株)
自己株式				
普通株式(注)	18	60	—	79
合計	18	60	—	79

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加60千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加60千株、単元未満株式の買取りによる増加0千株であります。

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として情報処理に係るコンピュータ及び車両運搬具であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
1年内	129	120
1年超	109	146
合計	239	266

3. 転リース取引に該当し、かつ、利息相当額控除前の金額で貸借対照表に計上している額

(1) リース投資資産

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
流動資産	33	19
投資その他の資産	24	4

(2) リース債務

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
流動負債	33	19
固定負債	24	4

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式65百万円、関連会社株式106百万円、当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式295百万円、関連会社株式54百万円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
繰延税金資産		
ソフトウェア制作費等	2,296百万円	2,376百万円
賞与引当金	988	894
退職給付引当金	1,225	1,125
未払事業税	81	117
投資有価証券評価損	183	98
未払役員退職慰労金	175	156
賞与引当金に対応する法定福利費	143	136
資産除去債務	125	111
減損損失	195	186
その他有価証券評価差額金	437	314
その他	195	176
小計	6,048	5,694
評価性引当額	△391	△353
繰延税金資産合計	5,657	5,340
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	41	33
繰延税金負債合計	41	33
繰延税金資産の純額	5,616	5,306

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年9月30日)	当事業年度 (平成24年9月30日)
法定実効税率	40.4%	40.4%
(調整)		
住民税均等割	1.1	0.9
交際費等の永久に損金に算入されない項目	1.8	1.4
受取配当金等の永久に益金に算入されない項目	△0.4	△0.5
評価性引当額の増減	△1.3	△0.6
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	7.2
その他	0.3	0.9
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.9	49.7

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が、平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の40.4%から37.8%に、復興特別法人税適用期間終了後は、35.4%に変更されます。この結果、繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が488百万円、その他有価証券評価差額金が44百万円それぞれ減少し、法人税等調整額（借方）が443百万円増加しております。

(資産除去債務関係)

前事業年度末(平成23年9月30日)及び当事業年度末(平成24年9月30日)
資産除去債務の金額に重要性がないため記載を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり純資産額	1,839.96円	1,916.60円
1株当たり当期純利益金額	111.96円	116.57円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	—円	116.51円

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日)	当事業年度 (自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益金額(百万円)	2,990	3,110
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(百万円)	2,990	3,110
期中平均株式数(千株)	26,712	26,681
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	—	14
(うち新株予約権(千株))	(—)	(14)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	—————	

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

銘柄		株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	(株)T&Dホールディングス	1,780,000	1,504
		(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	2,322,180	849
		TKC金融保証(株)	1,400,000	700
		(株)常陽銀行	235,321	89
		日本システム収納(株)	4,000	86
		(株)日本製紙グループ本社	17,000	15
		(株)システムソリューションセンターとちぎ	600	13
		(株)とちぎテレビ	200	10
		東洋証券(株)	51,000	6
		水戸証券(株)	31,460	4
	その他4銘柄	26,867	6	
計		5,868,628	3,287	

【債券】

銘柄		券面総額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	
投資有価証券	その他有価証券	第38回三菱東京UFJ銀行期限前償還条項付社債 (劣後特約付)	500	500
		第319回利付国債 (2年)	300	300
計		800	800	

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	15,568	161	60	15,669	9,831	438	5,837
構築物	517	15	—	533	386	18	146
車両運搬具	45	—	1	43	36	5	7
工具、器具及び備品	6,832	427	697	6,563	5,264	910	1,299
土地	6,192	—	300 (30)	6,162	—	—	6,162
リース資産	32	—	23	8	7	6	1
有形固定資産計	29,189	604	813 (30)	28,980	15,525	1,378	13,454
無形固定資産							
ソフトウェア	1,839	537	649	1,728	828	763	899
ソフトウェア仮勘定	59	528	434	153	—	—	153
電話加入権	67	—	13 (13)	54	—	—	54
その他	2	—	—	2	2	0	0
無形固定資産計	1,969	1,066	1,097 (13)	1,938	830	763	1,108
長期前払費用	60	9	1	68	48	11	20

(注) 1. 「当期減少額」の欄の () 内は内書きで、減損損失の計上額であります。

2. 当期増加額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	eLTAX審査システム増強のソフトウェアの購入	59百万円
	市場販売目的のソフトウェア制作費	417百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	17百万円

3. 当期減少額のうち主なものは、次のとおりであります。

ソフトウェア	市場販売目的のソフトウェア制作費	553百万円
	自社利用目的のソフトウェア制作費	64百万円
工具、器具及び備品	GSホストシステム (入れ替え)	267百万円

4. 「長期前払費用」は、法人税法に定める繰延資産 (権利金等) のみを表示しており、その償却方法は定額法を採用しております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	64	64	1	62	64
賞与引当金	2,448	2,366	2,448	—	2,366

(注) 貸倒引当金の「当期減少額 (その他)」は、洗替えによる戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 流動資産

イ 現金及び預金

内容	金額 (百万円)
現金	0
預金	
当座預金	4,172
普通預金	3,191
定期預金	13,180
小計	20,544
合計	20,545

ロ 売掛金

(イ) 相手先別内訳

相手先	金額 (百万円)
I B J L 東芝リース(株)	59
T K C 金融保証(株)	35
(株)日本ビジネスリース	27
大同生命保険(株)	26
カシオリース(株)	25
その他	4,925
合計	5,100

(ロ) 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

期間	当期首残高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	当期末残高 (百万円) (D)	回収率 (%) $\frac{C}{A+B}$	滞留期間 (月) $\frac{D}{B \div 12}$
自 平成23年10月1日 至 平成24年9月30日	5,190	52,583	52,674	5,100	91.2	1.2

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

ハ 商品

品目	金額 (百万円)
オフィス機器	73
サプライ用品	82
合計	155

ニ 仕掛品

品目	金額（百万円）
受注ソフトウェア	13
データ作成費	2
合計	16

ホ 原材料及び貯蔵品

品目	金額（百万円）
原材料	
会計帳表	15
自治体帳表	9
小計	25
貯蔵品	
システムマニュアル	31
その他（ラベル及び販売促進用品等）	51
小計	82
合計	107

② 固定資産

イ 繰延税金資産

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳については、「2 財務諸表等（1）財務諸表 注記事項（税効果会計関係）」に記載しております。

ロ 長期預金

相手先	金額（百万円）
(株)三菱東京UFJ銀行	7,100
(株)常陽銀行	5,600
合計	12,700

③ 流動負債

イ 買掛金

相手先	金額（百万円）
富士通(株)	486
東芝ソリューション(株)	421
(株)富士通パーソナルズ	392
カシオ情報機器(株)	201
東京ラインプリンタ印刷(株)	165
その他	1,017
合計	2,685

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	10月1日から9月30日まで
定時株主総会	12月中
基準日	9月30日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取・売渡手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 _____ 株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故等により電子公告ができない場合、その他のやむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載いたします。 公告掲載URL http://www.tkc.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第45期）（自 平成22年10月1日 至 平成23年9月30日）平成23年12月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

平成23年12月27日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第46期第1四半期）（自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日）平成24年2月14日関東財務局長に提出。

（第46期第2四半期）（自 平成24年1月1日 至 平成24年3月31日）平成24年5月14日関東財務局長に提出。

（第46期第3四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）平成24年8月14日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告

平成23年12月28日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自平成24年3月1日 至平成24年3月31日）

平成24年4月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年4月1日 至平成24年4月30日）

平成24年5月10日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年5月1日 至平成24年5月31日）

平成24年6月8日関東財務局長に提出。

報告期間（自平成24年6月1日 至平成24年6月30日）

平成24年7月2日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKC及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社TKCの平成24年9月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社TKCが平成24年9月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年12月21日

株式会社TKC

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 毛利 篤雄

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 善方 正義

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社TKCの平成23年10月1日から平成24年9月30日までの第46期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社TKCの平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (※) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月26日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	TKC Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、統制実施者の判断の誤り、不注意等によって有効に機能しなくなる場合や当初想定していなかった組織内外の環境変化等には対応できない場合があり、固有の限界を有するため、財務報告の虚偽記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成24年9月30日を基準日として行っており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しています。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、上記以外の連結子会社2社及び持分法適用会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、連結売上高の概ね2/3に達している当社を「重要な事業拠点」としました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、仕入及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象としました。さらに、選定した重要な事業拠点以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして個別に評価対象に追加しています。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当事項はありません。

5 【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年12月26日
【会社名】	株式会社TKC
【英訳名】	T K C C o r p o r a t i o n
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 角 一幸
【最高財務責任者の役職氏名】	代表取締役 副社長執行役員 経営管理本部長 岩田 仁
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
【縦覧に供する場所】	株式会社TKC東京本社 (東京都新宿区揚場町2番1号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長角一幸及び当社最高財務責任者岩田仁は、当社の第46期（自平成23年10月1日 至平成24年9月30日）の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認しました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。